

臓器移植対策担当者会議

議 事 次 第

- 1 挨拶 (辺見 臓器移植対策室長) 13:00 ~ (5分)
- 2 説明事項 13:05 ~
 - (1) 改正臓器移植法の施行に向けて 13:05 ~ (60分)
(辺見 臓器移植対策室長)
 - ・ 質疑応答 14:05 ~ (10分)
 - (2) 普及啓発、予算等について 14:15 ~
 - ① 啓発普及、新しい意思表示カードについて 14:15 ~ (10分)
(秋本 臓器移植対策室)
 - ② 平成22年度 臓器移植対策事業費について 14:25 ~ (10分)
(芦埜 日本臓器移植ネットワーク総務部)
 - ③ 一般啓発普及について 14:35 ~ (20分)
(雁瀬 日本臓器移植ネットワーク広報・普及啓発部長)
 - < 休憩 > 14:55 ~ (10分)
 - (3) 臓器提供の流れなど 15:05 ~
 - ① 臓器提供の流れ 15:05 ~ (15分)
(小中 日本臓器移植ネットワーク医療本部長)
 - ② コーディネーターの役割 15:20 ~ (15分)
(芦刈 日本臓器移植ネットワークコーディネーター部副部長)
 - (4) 質疑応答 15:35 ~ (20分)

臓器移植対策担当者会議

配付資料一覧

- 1 改正臓器移植法の施行に向けて（資料1）
- 2 普及啓発、新しい意思表示カードについて（資料2）
- 3 社団法人日本臓器移植ネットワークよりの資料（資料3）
 - （1）平成22年度 臓器移植対策事業費について
 - （2）改正臓器移植法施行に関する普及啓発について
 - （3）実際の臓器提供の流れ
 - （4）コーディネーターの役割
- 4 臓器移植対策担当者会議 別冊資料
 - （1）平成21年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「児童の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究」（抄）
 - （2）臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体の取扱い等について（平成22年7月9日 警察庁刑事局長、警察庁交通局長通知）
 - （3）「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の改正について（平成22年6月25日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室事務連絡）
 - （4）臓器提供施設の体制整備状況に関する調査について（案）
 - （5）法改正の施行に併せて発した法令及び通知（平成22年6月25日付）の一覧
- 5 臓器移植対策担当者会議・改正臓器移植法説明会（参考資料）
- 6 話そう。大切な人と。移植医療を応援するグリーンリボンキャンペーン 日本の移植事情 2010年臓器移植法改定版（会議資料）
- 7 臓器提供意思表示一体型リーフレット

改正臓器移植法の施行について

平成22年7月
厚生労働省健康局疾病対策課
臓器移植対策室

目次

1. はじめに
2. 臓器移植の現状
3. 法改正の経緯
4. 新しい制度

臓器移植とは

臓器移植とは、拡張型心筋症※1などの重い病気により臓器の機能が低下し、他の治療法がない場合に選択される治療法で、臓器提供者(ドナー)の臓器を移植する治療法。

臓器移植には、脳死下、心停止下、生体からの提供があり、移植できる臓器としては心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸、眼球がある。

※1 心臓の筋肉の収縮がきわめて悪くなる病気で最終的に移植が必要となることが多い。

脳死とは

社会通念上、死亡は①呼吸の停止 ②心臓の停止 ③瞳孔散大(対光反射の消失)の3つの条件で判断されている。

一方、脳死とは、

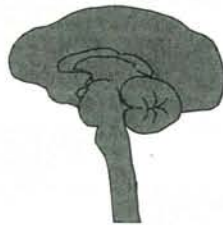
「脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至った状態」
とされる。

脳死に至った場合には、自力で呼吸をすることはできず、回復する可能性はなく、多くの場合数日で心停止に至るが、脳死から心停止に至るまでに長期間を経過した症例も報告されている。

脳死と植物状態

	脳死	植物状態
脳の機能	全脳機能の不可逆的停止	脳幹の機能は残存 あるいは一部残存
心拍動	拍動 (回復することなく 心停止に至る)	拍動 (長期的に継続あり)
呼吸	自発呼吸なし (人工呼吸器で呼吸)	多くは自発呼吸あり

■ 機能喪失部



(植物状態の一例)

臓器移植法の経緯

昭和33年

角膜移植に関する法律



昭和54年

角膜及び腎臓の移植に関する法律



平成9年

臓器の移植に関する法律

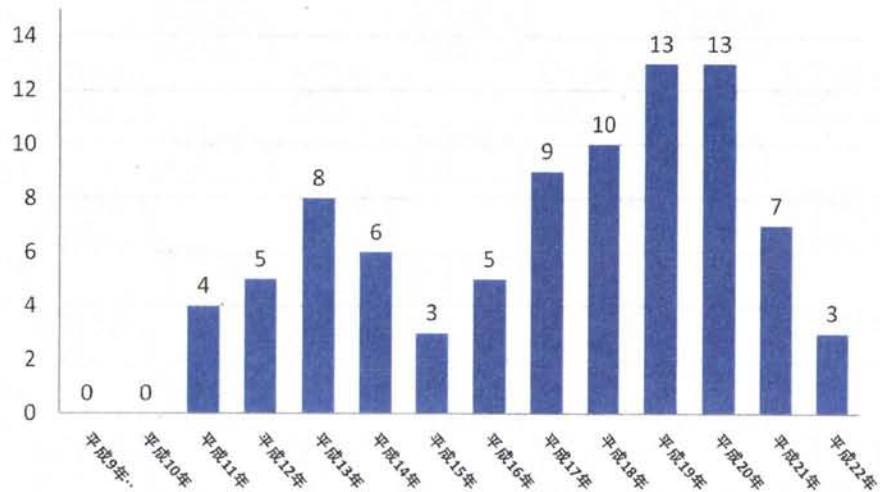


平成21年

臓器の移植に関する法律の一部改正

脳死下での臓器提供者数の推移(年別)

(平成9年10月～平成22年5月現在)



法施行以降平成22年5月現在 累計86例(脳死判定事例は87例)

臓器移植の実施状況

	臓器提供者数(注1)		移植実施件数(注1)		移植希望登録者数(注2)
		うち脳死下		うち脳死下	
心臓	5名	5名	5件	5件	166名
	(70名)	(70名)	(70件)	※1(70件)	
肺	5名	5名	8件	8件	142名
	(56名)	(56名)	(67件)	※1(67件)	
肝臓	4名	4名	4件	4件	277名
	(63名)	(63名)	(67件)	(67件)	
腎臓	83名	5名	146件	※2 7件	12,010名
	(1,124名)	(78名)	(2,060件)	(150件)	
膵臓	5名	5名	5件	※2 5件	175名
	(64名)	(62名)	(64件)	(62件)	
小腸	2名	2名	2件	2件	3名
	(6名)	(6名)	(6件)	(6件)	
眼球(角膜)	962名	3名	1,627件	6件	2,604名
	(11,906名)	(32名)	(19,389件)	(63件)	

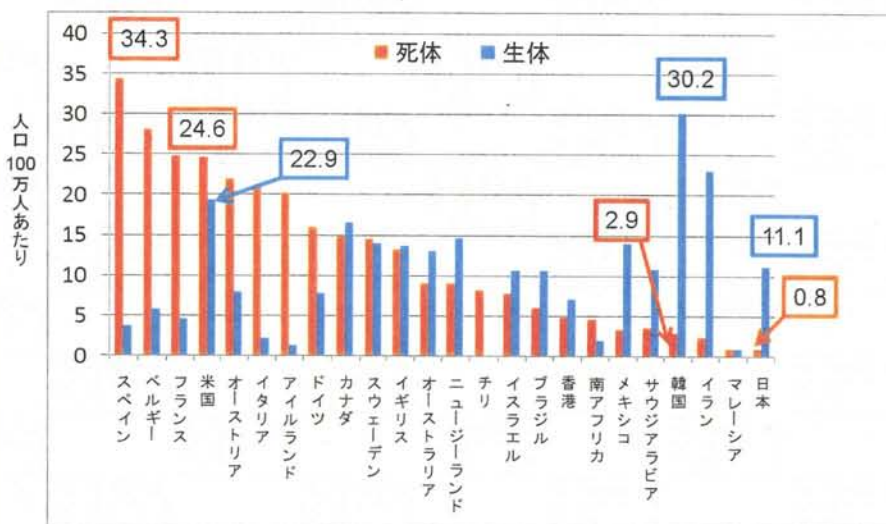
(注1)数字は、平成21年度の実績。ただし括弧内は、平成9年10月16日(臓器移植法施行の日)から平成22年3月31日までの累計。

(注2)移植希望登録者数は平成22年3月31日現在数。

※1 心臓及び肺の移植実施件数のうち、心臓と肺を同じ方に同時に移植した事例は、累計で1件(平成20年度(脳死下のみ))。

※2 膵臓及び腎臓の移植実施件数のうち、膵臓と腎臓を同じ方に同時に移植した事例は、平成21年度で5件(脳死下のみ)、累計で52件(うち脳死下は50件)。

世界の臓器提供者数(2007年 死体及び生体)



出典: Transplantation Procurement Management(TPM)
: International Registry Organ Donation and Transplantation からの抜粋

諸外国の臓器移植の現状(2007年)

		日本	スペイン	アメリカ	フランス	ドイツ	イギリス	韓国
臓器提供者数 人口100万人あたり		0.8	34.3	26.6	25.3	15.95	13.2	2.97
心臓	総数	10	241	2,210	386	412	138	50
肺	総数	18	185	1,469	223	284	120	-
肝臓	総数	443	1,112	6,493	1,061	1,156	644	742
	死体	10	1,087	6,227	1,043	1,096	627	122
	生体	433	25	266	18	60	17	620
腎臓	総数	1,224	2,211	16,625	2,911	2,907	2,218	928
	死体 (脳死及び心停止下)	187	2,074	10,587	2,676	2,340	1,414	280
	生体	1,037	137	6,038	235	567	804	648
膵臓	総数	17	76	1,331	94	135	247	-

出典: INTERNATIONAL FIGURES ON ORGAN DONATION AND TRANSPLANTATION - 2007
(COUNCIL OF EUROPE 2008)
Transplant Procurement Management International Registry
Global Observatory on Donation & Transplantation World Transplantation Information-data
日本移植学会雑誌 移植 volume 43 Number 6 2008,臓器移植ファクトブック2008 日本移植学会広報委員会編

日本と海外の臓器移植法制(改正前)

日本の臓器移植法(改正前)

欧米諸国等(注1)の臓器移植法

本人 \ 遺族	承諾	拒否	不明	本人 \ 遺族	承諾	拒否	不明
	承諾	○	×		○	承諾	○
拒否	×	×	×	拒否	×	×	×
不明	×	×	×	不明	○	×	○/×

○:臓器摘出可能 ×:臓器摘出不可

* 欧米諸国等では、本人の意思が不明の場合に、遺族の承諾による臓器の摘出が可能とされている(網かけ部分)。

(注1) 欧米諸国等: アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン、オーストラリア、大韓民国等

(注2) 制度としては遺族が拒否しても本人が承諾していれば臓器の摘出が可能とされている国もあるが、そのような国でも、実際には、遺族が拒否した場合には臓器は摘出されていない。

法改正の経緯

平成4年 1月 臨時脳死及び臓器移植調査会答申

平成9年 6月 臓器の移植に関する法律成立

10月 同法施行

【その後の国際的な動向など】

※ 平成20年5月に国際移植学会がイスタンブール宣言をまとめた。

※ WHOも平成21年5月の総会で「ヒト臓器移植に関する指針」を改正について議論を行う予定であった。

(新型インフルエンザの影響により延期され、平成22年5月の総会において指針の改正が採択される。)

※ 施行から平成21年6月までの間に脳死下での臓器提供は81例と少なく、また、15歳未満の者からの脳死下での臓器提供は認められていなかった。

※ 平成17年8月以降、改正案が提出され、継続審議とされていた。

平成21年 7月 13日 参議院本会議で採決が実施され、A案が可決・成立

17日 「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」公布

平成22年 1月 17日 親族への優先提供に関する規定の施行

7月 17日 全面施行

「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」概要

1. 親族への優先提供

- ・臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示できることとする。

2. 臓器の摘出要件等の改正

- ・現行の要件に加え、本人の臓器提供の意思が不明の場合であって、遺族が承諾したときには臓器の摘出を行うことができる。(脳死判定を行う要件についても、同様に改正。)
- ・家族の書面による承諾により15歳未満の方からの臓器提供が可能となる。

3. 普及啓発に係る事項

- ・国及び地方公共団体は、臓器提供に関する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずる。

4. 検討

- ・政府は、虐待を受けた児童から臓器が提供されないことがないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、その疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

法改正の趣旨提案者説明

～平成21年6月26日 参議院本会議議事録(抜粋) 部分要約～

- ・臓器の移植に関する法律の施行後、脳死下での臓器移植は、年間症例数において、欧米諸国の数分の一にも満たない状態が続いている
- ・臓器移植を希望する患者の数に対して移植術に使用される臓器の圧倒的な不足があり、生体間の臓器移植が年々増加している
- ・移植術に使用する臓器の不足は諸外国でも同様であり、移植ツーリズムを防止すべく国際的な取り組みも行われている
- ・移植をする機会があれば普通の社会生活に戻れる可能性があるにもかかわらず、諸外国のように臓器の提供を受ける機会が奪われ、命を落とされる患者さんが国内には多く存在している
- ・改正に当たっては、臓器を提供する権利、提供しない権利、移植を受ける権利、受けない権利をそれぞれひとしく保障することが必要である
- ・脳死が人の死であるのは、現行法と同じく、臓器移植に関する場合だけに適用される
- ・一般の医療現場で一律に脳死を人の死とするものではない
- ・改正案は、諸外国と同様に臓器移植が認められる要件をそろえようとするもの

改正法の留意点

【議論の契機】

「脳死した者の身体」の定義の改正(法第6条第2項)

脳死した者の身体の定義規定から、「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって」との文言を削除すること。



この改正により、「脳死は人の死」とされるのかとの疑義が出されたところ、、、

【国会での議論】

- ・改正法の趣旨説明(参議院本会議 平成21年6月26日)
- ・衆議院法制局参事 質疑への回答(衆議院厚生労働委員会 平成21年6月5日)

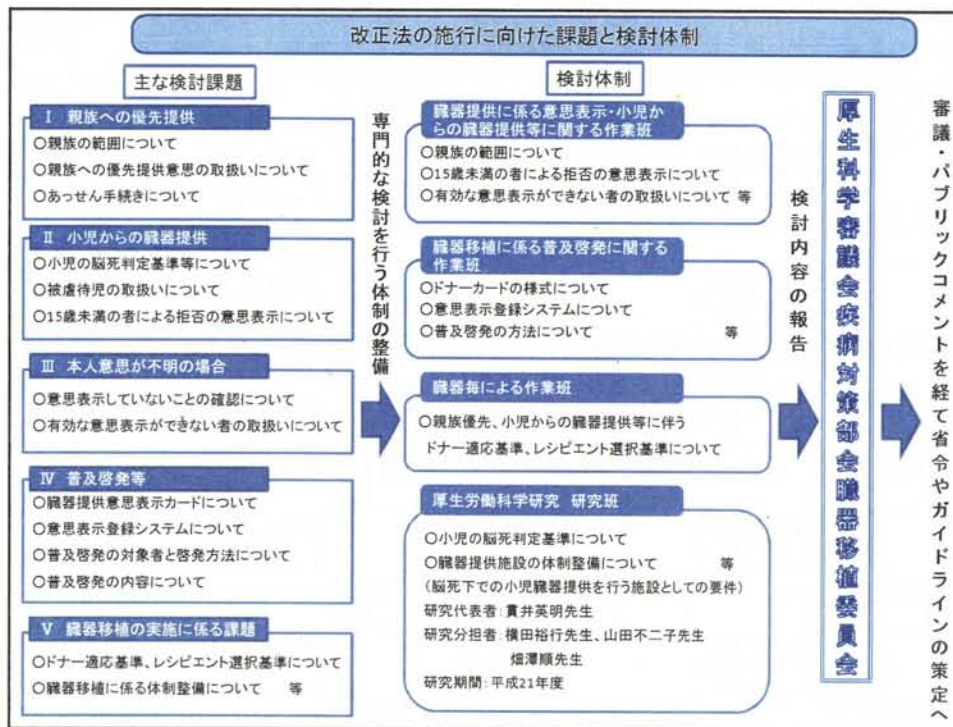


【改正法の解釈】

脳死が人の死であるのは、改正後においても改正前と同様、臓器移植に関する場合だけであり、一般の医療現場で一律に脳死を人の死とするものではない

臓器の移植に関する法律 改正前後の比較表

		改正前	改正後	施行日
1	親族に対する優先提供	○当面見合わせる(ガイドライン)	○臓器の優先提供の意思表示を認める	平成22年 1月17日
2	脳死判定・臓器摘出の要件	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと(現行法と同じ) 又は ○本人の意思が不明(拒否の意思表示をしていない場合)であり、家族の書面による承諾があること	平成22年 7月17日
	小児の取扱い	○15歳以上の者の意思表示を有効とする(ガイドライン)	○家族の書面による承諾により、15歳未満の方からの臓器提供が可能となる	
3	普及・啓発活動等	(規定なし)	○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	
4	被虐待児への対応	(規定なし)	○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応	



臓器移植に関する制度

○法律

「臓器の移植に関する法律」

脳死判定・臓器摘出を行うための要件等を定めるもの。

○省令

「臓器の移植に関する法律施行規則」

脳死判定基準、医師が作成すべき記録など、臓器移植法により委任を受けた事項について定めるもの。

○ガイドライン

「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針」

意思表示可能な年齢、臓器提供施設に関する事項など運用上必要となる重要事項について定めるもの。

※平成9年10月8日 厚生省保健医療局長通知として発出

○その他の通知

臓器移植に関する制度

○法律

「臓器の移植に関する法律」

脳死判定・臓器摘出を行うための要件等を定めるもの。

○省令

「臓器の移植に関する法律施行規則」

脳死判定基準、医師が作成すべき記録など、臓器移植法により委任を受けた事項について定めるもの。

○ガイドライン

「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針」

意思表示可能な年齢、臓器提供施設に関する事項など運用上必要となる重要事項について定めるもの。

※平成9年10月8日 厚生省保健医療局長通知として発出

○その他の通知

臓器移植法の概要(1)

I. 基本的理念

II. 対象となる臓器

III. 臓器の摘出

IV. その他

臓器移植法の概要(2)

1. 基本的理念(第2条)

- ・生前の臓器提供に関する意思の尊重(第1項)
- ・任意性の確保(第2項)
- ・移植の適切な実施(第3項)
- ・移植機会の公平性(第4項)

臓器移植法の概要(3)

2. 対象となる臓器(第5条及び施行規則第1条)

- ・心臓、肺、肝臓、腎臓、眼球、膵臓、小腸

※1 組織移植(骨、皮膚、心臓弁、膵島等)は対象外

※2 膵臓及び小腸は「臓器の移植に関する法律施行規則」において規定

臓器移植法の概要(4)

3. 臓器の摘出(第6条)

移植術に使用するために臓器を摘出することができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ①本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを拒まないとき又は遺族がいないとき
- ② 本人の臓器提供の意思が不明であって、遺族がこれを書面により承諾するとき

臓器移植法の概要(5)

4. 臓器の摘出に係る脳死判定の要件(第6条)

移植に係る脳死判定を行うことができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ①本人が
 - A 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を拒まないとき又は家族がいないとき
- ② 本人について
 - A 臓器の提供意思が不明であり、かつ
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を行うことを書面により承諾するとき

臓器移植法の概要(6)

5. 親族への優先提供の意思表示(第6条の2)

移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。

臓器移植法の概要(7)

6. その他

- ・臓器売買等の禁止(第11条)
- ・臓器のあっせん業の許可制(第12条)
 - ～臓器のあっせんの具体的内容～
 - ①臓器の提供者の募集及び登録
 - ②移植を希望する者の募集及び登録
 - ③臓器の提供者、臓器提供施設、移植実施施設等との連絡調整活動

臓器移植法の概要(8)

7. 普及・啓発(第17条の2)

国及び地方公共団体は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

臓器移植法の概要(9)

8. 虐待を受けた児童への対応(改正法附則5項)

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

臓器移植に関する制度

○法律

「臓器の移植に関する法律」

脳死判定・臓器摘出を行うための要件等を定めるもの。

○省令

「臓器の移植に関する法律施行規則」

脳死判定基準、医師が作成すべき記録など、臓器移植法により委任を受けた事項について定めるもの。

○ガイドライン

「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針」

意思表示可能な年齢、臓器提供施設に関する事項など運用上必要となる重要事項について定めるもの。

※平成9年10月8日 厚生省保健医療局長通知として発出

○その他の通知

臓器の移植に関する法律施行規則の概要(1)

1. 臓器の範囲

2. 脳死判定基準

3. 脳死判定等の記録

4. 臓器のあっせん機関に関する事項

5. その他

臓器の移植に関する法律施行規則の概要(2)

2. 脳死判定基準(施行規則第2条)

脳死判定基準について、いわゆる竹内基準に沿って規定。

①具体的な判定方法(除外例は生後12週未満の者、低体温(6歳未満の場合は35度未満)の者等)

- ・深昏睡
- ・瞳孔の固定、瞳孔散大
- ・脳幹反射の消失
- ・平坦脳波
- ・自発呼吸の消失(最後に確認)
- ・判定間隔6時間以上(6歳未満は24時間以上)

②聴性脳幹誘発反応の消失を確認するよう努めること

臓器の移植に関する法律施行規則の概要(3)

3. 脳死判定等の記録(施行規則第3条等)

小児の脳死判定に関する事項、本人意思が不明の場合など
法改正に伴う変更を加える

①医師が作成すべき記録等について規定

- ・脳死判定が的確に行われたことを証する書面
- ・脳死判定に関する記録
- ・臓器の摘出に関する記録

等

②脳死判定等の記録の閲覧について

4. あっせん機関に関する事項(施行規則第11条等)

5. その他

- ・使用されなかった臓器の処理方法について、焼却して行わなければならないこと

等

臓器移植に関する制度

○法律

「臓器の移植に関する法律」

脳死判定・臓器摘出を行うための要件等を定めるもの。

○省令

「臓器の移植に関する法律施行規則」

脳死判定基準、医師が作成すべき記録など、臓器移植法により委任を受けた事項について定めるもの。

○ガイドライン

「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針」
意思表示可能な年齢、臓器提供施設に関する事項など運用上必要となる重要事項について定めるもの。

※平成9年10月8日 厚生省保健医療局長通知として発出

○その他の通知

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針 (ガイドライン)の概要(1)

1. 臓器提供に係る意思表示等に関する事項
 2. 親族への優先提供の意思表示等に関する事項
 3. 遺族及び家族の範囲
 4. 臓器提供施設、移植施設
 5. 虐待を受けた児童への対応
 6. 脳死判定を行うまでの標準的な手順
 7. 脳死判定に関する事項
 8. 生体からの臓器移植の取扱いに関する事項
 9. 組織移植の取扱いに関する事項
- 等

ガイドラインの概要(2)

1. 臓器提供に係る意思表示等に関する事項

○提供の意思表示は現行通り15歳以上のみ有効とする
(民法上の遺言可能年齢等を参考)

○拒否の意思表示があった場合、年齢に関わらず臓器摘出や
脳死判定は行わない

○知的障害者等の臓器提供に関する有効な意思表示が困難となる障害を有する方については、年齢に関わらず臓器
摘出を見合わせる(現行ガイドラインの基本を維持)

ガイドラインの概要(3)

2. 親族への優先提供の意思表示等に関する事項

○親族とは、配偶者(※1)、子ども(※2)及び父母(※2)とする。

※1 婚姻届を出している方。事実婚の方は含まない。

※2 特別養子縁組による養子及び養父母を含む。

○臓器を提供する意思表示に併せて親族への優先提供の意思を書面により
表示することができる。

○親族関係及び当該親族本人であることは公的証明書により確認する。

○医学的な条件などにより必ずしも親族に移植術が行われるとは限らない。

○優先提供を目的とした自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先
的な臓器提供は行わない。

○提供先を限定する意思表示があった場合には親族の方も含め臓器の提
供は行わない。

ガイドラインの概要(4)

3. 遺族及び家族の範囲

○法に規定する「遺族」の範囲については、一般的、類型的に決まるものではなく、死亡した者の近親者から、個々の事案に即し、慣習や家族構成等に応じて判断すべきもの

○原則として、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び同居の親族の承諾を得るものとし、これらの者の代表となるべき者において、前記の「遺族」の総意を取りまとめるものとする
ことが適当であること

○「家族」についても「遺族」の考え方に準ずる

○亡くなった方が未成年の場合、特に父母それぞれの意向を慎重かつ丁寧に把握すること。

ガイドラインの概要(5)

4. 臓器提供施設、移植施設

○臓器提供施設

救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う

- ①大学附属病院
- ②日本救急医学会の指導医指定施設
- ③日本脳神経外科学会の専門医訓練施設(A項)
- ④救命救急センターとして認定された施設
- ⑤日本小児総合医療施設協議会の会員施設

のいずれかで、施設全体で臓器摘出についての合意が得られているなど、必要な体制が整備されている施設に限定する。

○移植施設

脳死した者の身体から摘出された臓器の移植の実施については、移植関係学会合同委員会において選定された施設に限定する。

ガイドラインの概要(6)

5. 虐待を受けた児童への対応等

○ 対応の原則

- ・虐待を受けた児童が死亡した場合に臓器が提供されないよう、移植医療に従事する者が虐待が行われた疑いの有無を確認。
- ・脳死、心臓死の区別に関わらず、虐待が行われた疑いのある児童(18歳未満)が死亡した場合は、臓器の摘出は行わない。

○ 児童からの臓器提供を行うための要件、手続き

① 必要な体制整備

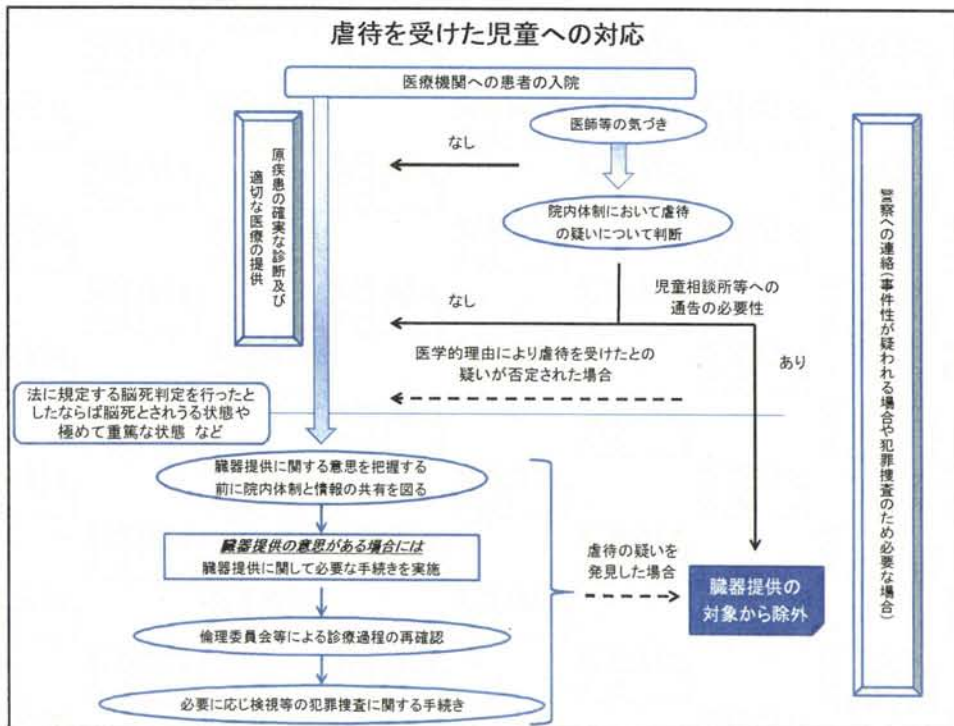
虐待防止委員会等の院内体制の整備、対応マニュアル等の整備

② 虐待が行われた疑いの有無の確認

①の院内体制のもとで、虐待の有無を確認する

③ 臓器提供を行う場合の対応

- ・事前に、虐待防止委員会の委員等と情報共有し、助言を得る
- ・臓器の摘出に当たっては、倫理委員会等で上記の手続を経たか確認の上、可否を判断する
- ・検視等の犯罪捜査に関する手続が行われる場合は、連携を図る



ガイドラインの概要(7)

6. 脳死判定を行うまでの標準的な手順

○主治医等

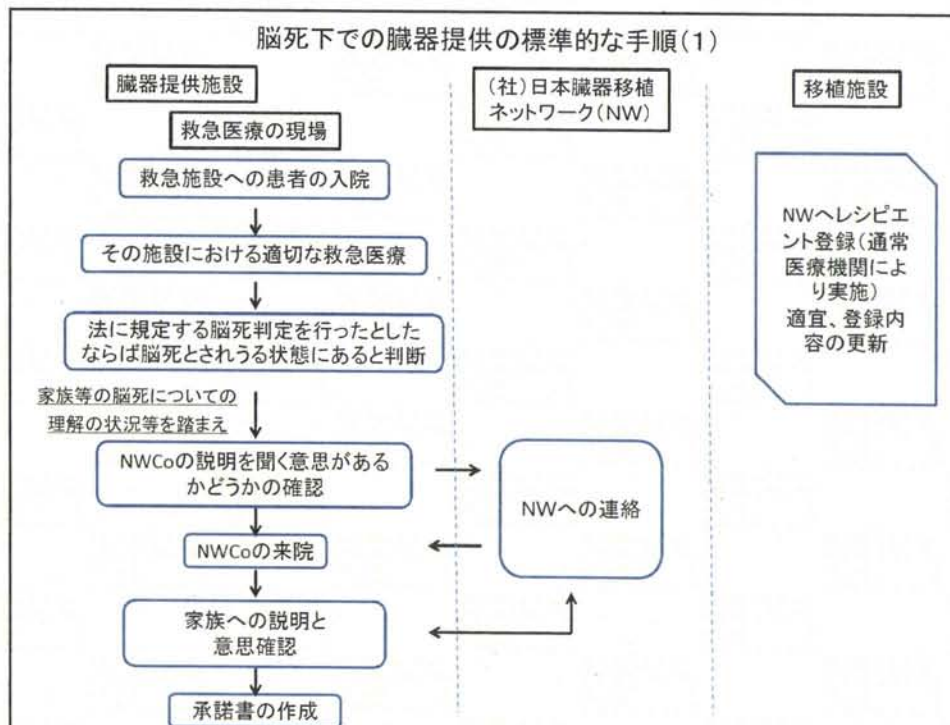
- ・家族等の状況を踏まえ、臓器提供の機会があることなどを告げること
- ・臓器提供に関する本人の意思表示の確認

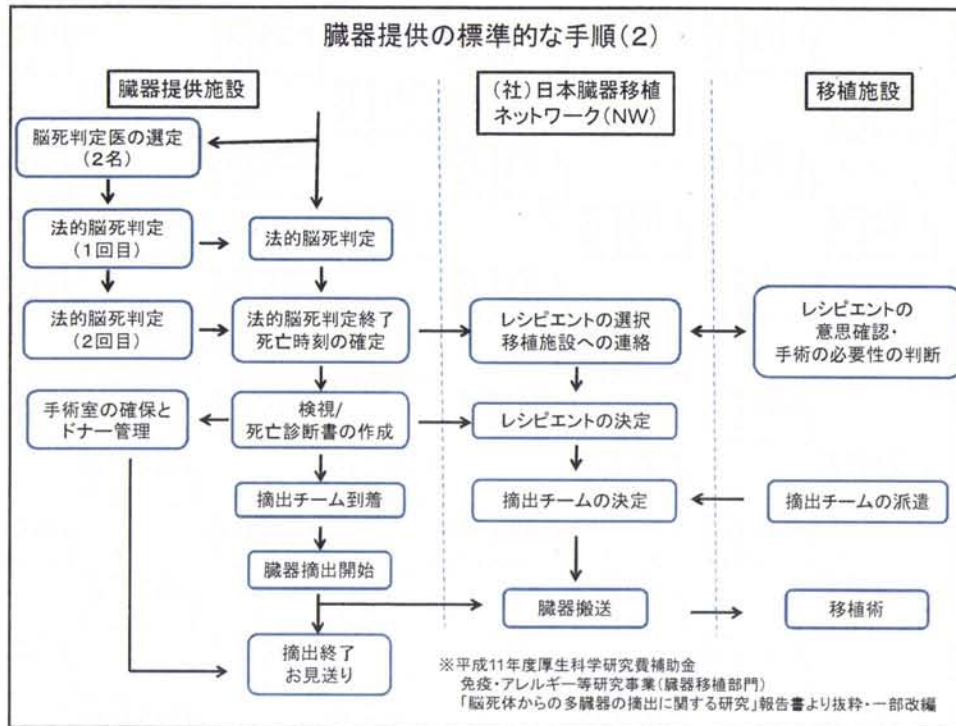
○コーディネーター

- ・家族等に対する必要な説明
- ・本人の臓器提供及び脳死判定に係る意思の確認
- ・家族の脳死判定を行うこと及び臓器を摘出することに関する意思の確認

○脳死判定を行う医師

- ・本人や家族の意思等を確認の上で法に規定する脳死判定を行うこと
- など





〔補足〕「臨床的に脳死と判断した場合」について(1)

【改正前】

主治医等が、臨床的に脳死と判断した場合（臓器の移植に関する法律施行規則（平成9年厚生省令第78号。以下「施行規則」という。）第2条第2項各号の項目のうち第5号の自発呼吸の消失を除く、第1号から第4号までのいずれもが確認された場合。）以後において、（以下略）

【検討の視点】

- ・改正法の審議において、「脳死」について様々なご議論がなされた。
- ・臨床の現場においても、法律に基づく脳死判定や臨床的な脳死の判断など「脳死」という言葉が様々な場面で用いられている。
- ・この規定は、主治医等が家族に説明や確認を行うタイミングを示した規定である。
- ・確認項目に係る記載ぶりから、いわゆる「臨床的脳死判断（診断）」に際して、「自発呼吸の消失」の確認が必要ではないとの誤解が生じている。

〔補足〕「臨床的に脳死と判断した場合」について(2)

改正後

主治医等が、患者の状態について、法に規定する脳死判定を行ったとしたならば、脳死とされうる状態であると判断した場合(臓器の移植に関する法律施行規則(平成9年厚生省令第78号。以下「施行規則」という。)) 第2条第1項に該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当する者を除く。)について、同条第2項各号の項目のうち第1号から第4号までの項目のいずれもが確認された場合、以後において、
(以下略)

【見直しのポイント】

- ・「法的脳死」、「臨床的脳死」という言葉による混乱を避けるとともに、患者の家族に対して説明を行うのは、法的に脳死と判定されうる状態であると判断される場合であることを明記する。
- ・主治医等がそのような判断をする際には、当然の前提として自発呼吸の消失の確認が含まれていることを明示するため、施行規則第2条第1項に該当する者である旨を規定する。

ガイドラインの概要(8)

7. 脳死判定に関する事項

○法に規定する脳死判定の具体的な方法は、施行規則において定められている。

さらに個別の検査の手法については、「法的脳死判定マニュアル」(厚生科学研究費特別研究事業「脳死判定手順に関する研究班」平成11年度報告書)に準拠して行うこと

ただし、下記の点については、「小児の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究」(平成21年度報告書)に準拠して行うこと

○脳幹反射消失の確認のうち、鼓膜損傷がある症例における前庭反射の確認

○6歳未満の者における平坦脳波の確認における基本条件等

○6歳未満の者における無呼吸テストの基本条件等

ガイドラインの概要(9)

8. 生体からの臓器移植に関する事項

- 臓器の提供の申し出については、任意になされ他からの強制でないこと。
- 提供者、移植術を受ける者に対する説明
(摘出術の内容、臓器の提供に伴う危険性、移植術の内容、効果及び危険性等)
- 臓器の提供者が移植術を受ける者の親族である場合の、本人確認等について
- 親族以外の第三者から臓器が提供される場合の有償性の回避や任意性の確保について

等

ガイドラインの概要(10)

9. 組織移植に関する事項

- 組織移植のための特段の法令は定められていない。
- 通常、本人又は遺族の承諾を得た上で医療上の行為として行われ、医療的見地、社会的見地等から相当と認められる場合には許容されるものである。
- 組織の摘出に当たっては、摘出する組織の種類やその目的等について十分な説明を行った上で、書面により承諾を得ることが運用上適切であること。

臓器移植に関する制度

○法律

「臓器の移植に関する法律」

脳死判定・臓器摘出を行うための要件等を定めるもの。

○省令

「臓器の移植に関する法律施行規則」

脳死判定基準、医師が作成すべき記録など、臓器移植法により委任を受けた事項について定めるもの。

○ガイドライン

「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針」

意思表示可能な年齢、臓器提供施設に関する事項など運用上必要となる重要事項について定めるもの。

※平成9年10月8日 厚生省保健医療局長通知として発出

○その他の通知

改正法の施行に係るその他の通知(1)

平成22年6月25日発出分

1. 法令・ガイドラインを遵守する際の留意事項等

①臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

- 改正法の施行に伴い制定する改正省令の内容について、周知するもの。
- 6歳未満の小児脳死判定基準に関する規定を新たに設け、判定に関する記録、臓器の摘出に関する記録の改正を行うこと。

②「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)の一部改正について

- 臓器提供に係る意思表示について、拒否の意思表示があった場合、年齢に関わらず臓器摘出や脳死判定を行わない。
- 知的障害者等の臓器提供に関する有効な意思表示が困難となる障害を有する方については、年齢に関わらず臓器摘出を見合わせること。
- 虐待を受けた児童への対応について新たに規定すること。 等

③「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)の細則について

- いわゆる「臨床的脳死診断」の表現を改めたことに伴い、「自発的呼吸を消失した状態」の留意事項について定めたもの。

改正法の施行に係るその他の通知(2)

④「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項について

- 児童虐待の対応に関するマニュアルとは、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、その後の対応について手順等を示したものであること。
- 臓器提供の場合においても、捜査機関との連携を図ること。
- 臓器提供施設は、日頃から地域の関係機関と連携を図るとともに、研修会への参加などを通じ、虐待診療に関わる職員の資質の向上に努めること。

⑤臓器移植と検視その他の犯罪捜査に関する手続きとの関係等について

- 臓器提供を行う場合の検視その他の犯罪捜査との関係を示したものの。
- 医療機関で臓器の摘出が可能であると判断した場合であっても、死亡した児童に対して司法解剖が行われるなど虐待が疑われたことの疑いが生じた場合には、臓器の摘出は見合わせる等

⑥眼球のあっせんに関する技術指針の一部改正について

- 眼球を摘出する場合の確認すべき書類、角膜採取・保存の具体的な手順等について定めるもの。
- 法改正に伴い、意思表示の確認手順等を変更。

改正法の施行に係る通知(3)

2. 普及啓発

①臓器の移植に関する法律に基づく啓発及び普及について

- 改正法において、国及び地方公共団体は移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずることとされており、協力を要請するもの。
- 法改正の内容、移植医療についての啓発について依頼すること。等

②臓器提供意思表示カード等の記載不備事例等の取扱いについて

- 臓器提供意思表示カード等の記載不備の場合の解釈について基本的な考え方を示すもの。
- 新しいカードにおいては、客観的に本人意思を判断するとともに、矛盾する記載であった場合は、本人意思不明とすること。また、その際も、拒否の意思の確認は慎重に行うこと。等

3. 医師等の記録様式

①脳死判定等に関する書式例

- 脳死判定又は臓器摘出を行った医師が作成する記録等に、法改正に伴う変更を加えること。
- 関係する書式に、小児の脳死判定に関する事項、本人意思が不明の場合を追加すること。

臓器の移植に関する法律 改正後の概要

		改正後	施行日
1	親族に対する優先提供	○臓器の優先提供の意思表示を認める	平成22年 1月17日
2	脳死判定・臓器摘出の要件	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと（現行法と同じ） 又は ○本人の意思が不明（拒否の意思表示をしていない場合）であり、家族の書面による承諾があること	平成22年 7月17日
	小児の取扱い	○家族の書面による承諾により、15歳未満の方からの臓器提供が可能となる	
3	普及・啓発活動等	○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	
4	被虐待児への対応	○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応	

改正法への対応

		省令・ガイドラインの概要
1	親族に対する優先提供	◆親族の範囲を配偶者、子ども及び父母とする ◆親族関係の確認や留意事項について規定
2	脳死判定・臓器摘出の要件	◆臓器提供に係る意思表示 (1)拒否の意思表示があった場合、年齢に関わらず臓器摘出や脳死判定は行わない。 (2)知的障害者等の有効な意思表示が困難となる障害を有する方からの臓器摘出は見合わせる。
	小児の取扱い	◆小児の脳死判定基準 小児の特性を考慮した基準を策定し追加 ◆小児からの臓器提供を行う施設 (1)救急医療等の関連分野で高度の医療を行う施設であること (2)虐待を受けた児童への対応のための必要な院内体制が整備されていること を要件とし、こども専門病院を加える。
3	普及・啓発活動等	◆臓器提供の意思表示欄を運転免許証及び医療保険の被保険者証の裏面に設置 ◆臓器提供意思表示カードの書式を変更し、新たに作成したリーフレットと一体型として配付
4	被虐待児への対応	チェックリストなどを活用し、病院として虐待が行われた疑いがあるかを確認する。 結果、疑いがあると判断した場合、臓器提供は行わない。

《参考》新しい臓器提供意思表示カード

〈 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。〉

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

〈 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。〉
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： _____ 〕

署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆)： _____

家族署名(自筆)： _____



0 啓発普及、新しい意思表示カードについて

1 改正臓器移植法第17条の2

国及び地方公共団体は移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

2 啓発普及の視点

- ①制度改正の周知
- ②意思表示方法についての周知
- ③移植医療についての啓発等

3 意思表示方法

- ①臓器提供意思表示カードの様式見直し
(特にお願いしたいこと。
 - ・旧カードとの差し替え
 - ・行政窓口等の設置場所の確認・拡充
- ②自動車運転免許証への意思表示欄の創設
- ③医療保険の被保険者証への意思表示欄の創設(地共済、国保も含む。)
- ④臓器提供意思登録システム(パソコン及びモバイルの各サイト)

4 カード一体型リーフレット

- ・平成22年度は、臓器提供意思表示カードと一体となったリーフレット35.0万枚を作成予定
- ・都道府県毎に必要な部数を確認し、近日中に都道府県等へ配布予定。
- ・その他ポスター等の基本的な啓発普及資材については、日本臓器移植ネットワークに御連絡下さい。

平成22年度臓器移植対策事業費について

社団法人日本臓器移植ネットワーク
総務部 芦埜 祐樹

臓器移植対策事業実施要綱(抜粋)

- 臓器移植に関するコーディネート業務の適正かつ円滑な実施を図るため、臓器移植コーディネーターの養成及び資質の向上を目的として、移植医療に関する技術、臓器移植コーディネーターの実務等コーディネート活動に必要な事項についての研修を実施する。
- 臓器移植法の規定による脳死判定のための脳波測定等の適正かつ円滑な実施を図るため、臓器提供施設の医師等の養成及び資質の向上を目的として、移植医療に関する必要な事項について研修を実施する。
- 都道府県臓器移植コーディネーターは、日本臓器移植ネットワーク理事長の委嘱を受け、都道府県内においてあっせん業務及びあっせん業務に付随する業務を行うことにより、臓器移植に関するあっせん体制の整備を図る。
- 都道府県、移植関係医療機関等関係者の移植医療に係る理解を深めるため、連絡会議や普及啓発行事の開催など地域における臓器提供推進連携事業を行うことにより、臓器移植に関するあっせん体制の整備を図る。

臓器移植対策事業費補助金交付要綱(抜粋)

- 都道府県臓器移植連絡調整体制支援事業
62,266,000円
- 臓器提供推進連携事業 94,000,000円
- 臓器移植研修費 24,785,000円

補助金交付実績

(都道府県臓器移植コーディネーター交付分)

- あっせん活動時における旅費等
- 臓器提供体制整備のための臓器提供施設、臓器移植施設、移植検査施設、透析施設、市区町村行政巡回旅費
- 院内コーディネーター、提供施設医師、臓器移植希望者向けへの勉強会・セミナー等を開催するための経費
- 都道府県オリジナル臓器提供意思表示カード作成にかかる印刷製本費

補助金交付実績

(臓器提供施設交付分)

- 臓器提供施設研修会、脳死判定セミナー、院内コーディネーター研修会等への参加旅費
- 臓器提供マニュアルの作成に係る印刷製本費
- 臓器提供シミュレーションに係る経費
- 臓器提供時例発生時において、情報公開が必要な場合に係る経費

その他の活動

- 臓器提供意思表示カード、シール、ポスター、小冊子等印刷物の無償配布
- 都道府県臓器バンクとの連絡会議の開催



改正臓器移植法施行に関する普及啓発について

社団法人 日本臓器移植ネットワーク
広報・普及啓発部 雁瀬 美佐

Japan Organ Transplant Network



移植医療の推進を図るための普及啓発事業

～ 全国統一の一般向け普及啓発 ～

1. 移植に関する正しい知識や権利の周知
→ 知らない方に不利益にならないような環境作り
2. 臓器提供意思表示の促進
→ 本人意思の実現(脳死臓器提供)に不可欠な
意思表示カード・シールの配布
インターネットを通じた臓器提供意思登録システムの運用
3. 子ども達、学生への教育
→ 互いの意思が尊重できる家族と社会の成立

Japan Organ Transplant Network



🎗️ ホームページでの法改正に関する告知

■平成22年1月15日～



「親族優先に関する重要なお知らせ」チラシ



「親族優先」に関するお知らせ

臓器移植法の一部が改正され、
1 平成22年1月17日から、
臓器を移植する意思表示に際して、親族の同意を優先して確認する意思を登録できるようになります。

2 平成22年7月17日から、
ご本人の臓器提供の意思が不明な場合も、ご家族の同意が得られれば臓器提供できるようになります。これにより、待機患者の方からの臓器提供も可能となります。

今後、制度の詳細について改定は、当団体のホームページでお知らせいたします。

臓器提供の意思は、インターネットで意思登録するか意思表示カードシール、健康保険証の意思表示欄などで示すことができます。これまでの意思表示カードは、今後廃止です。

◎臓器の移植に関する法の一部が改正される法律(抜粋)

■平成21年12月上旬～

臓器の移植に関する法の一部が改正されます。

1 平成22年1月17日から、
臓器を移植する意思表示に際して、親族の同意を優先して確認する意思を登録できるようになります。

2 平成22年7月17日から、
ご本人の臓器提供の意思が不明な場合も、ご家族の同意が得られれば臓器提供できるようになります。これにより、待機患者の方からの臓器提供も可能となります。

今後、制度の詳細について改定は、当団体のホームページでお知らせいたします。

臓器提供の意思は、インターネットで意思登録するか意思表示カードシール、健康保険証の意思表示欄などで示すことができます。これまでの意思表示カードは、今後廃止です。

◎臓器の移植に関する法の一部が改正される法律(抜粋)

ポスターなど貼付用 タックシールデータ

法改正のお知らせ映像 厚生労働省YouTube

Japan Organ Transplant Network 

🎗️ 法改正に関する告知

【平成22年1月上旬より正会員施設、意思表示カード設置協力先に送付】

ホームページへの誘導を図る

●ポスター



●ポップ



臓器移植法の一部が改正されます！



Japan Organ Transplant Network 



法改正周知用クリアファイルの作成・配布

●法改正クリアファイル



●モバイルクリーナー



Japan Organ Transplant Network



臓器の移植の普及に関する法律(現行法)と改正法の比較

臓器移植法

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、移植医療について国民の理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

改正臓器移植法で追加

(移植医療に関する啓発等)

第17条の2 国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

Japan Organ Transplant Network





移植医療の推進を図るための普及啓発事業

～ 全国統一の一般向け普及啓発 ～

1. 移植に関する正しい知識や権利の周知
 - 知らない方に不利益にならないような環境作り
2. 臓器提供意思表示の促進
 - 本人意思の実現(脳死臓器提供)に不可欠な
意思表示カード・シールの配布
インターネットを通じた臓器提供意思登録システムの運用
 - 被保険者証、運転免許証の意思表示欄への記載、
インターネットによる意思登録の促進
3. 子ども達、学生への教育
 - 互いの意思が尊重できる家族と社会の成立

Japan Organ Transplant Network



社団法人日本臓器移植ネットワークのホームページ

臓器提供の推進を図るための唯一の窓口 唯一の日本臓器移植ネットワーク

JOT Japan Organ Transplant Network Homepage
(社)日本臓器移植ネットワーク

文字サイズ 大 中 小 | サイト内検索

検索

日本臓器移植ネットワーク | 臓器移植について | 臓器提供について | コミュニティ | 移植に関するデータ

改正臓器移植法が施行されます

臓器移植法の
改正について

被保険者証・運転免許証の
意思表示欄について

臓器提供意思登録

モバイルサイトからも意思登録ができます。

URL: <http://www.jot.or.jp/01>



登録・変更は
こちらから

臓器移植
Q&A

本登録後の
開封・変更・削除

ログイン

お知らせ

- 2010年07月01日 [新しい意思表示カードの配布について](#)
- 2010年07月01日 [改正臓器移植法説明会を開催します](#)
- 2010年06月25日 [Gift of Lifeプロジェクトがスタートします](#)
- 2010年06月25日 [「2010グリーン/ボランティアフェスティバル」参加者募集のお知らせ](#)

2010年の状況 6月末日現在

臓器提供意思登録者数	61,519人
移植希望登録者数	12,163人
脳死下で提供された方	3人
心臓停止後に 提供された方	49人
移植を受けた方	95人

Japan Organ Transplant Network




新しい意思表示カード
 各県表示カードが新しくなりました。
 新しいカードは、7月17日より、カード付きリーフレットとして全国で配布していますので、詳細は、下記「カード付きリーフレット」についてご覧ください。
 臓器提供の意思は、インターネットで意思登録するか意思表示カードシール、臓器提供証や運転免許証の意思表示欄などで示すことができます。これまでの意思表示カードなどは、今後も有効ですが、なるべく新しい意思表示カードなどに書き直して、ご家族にもご自分の意思を伝えておきましょう。
 ※インターネットでの意思登録は、7月17日より新しい意思登録画面は新しい内容への変更が可能です。

新しい意思表示カード
 ※カード単体の配布は、行っていません。「カード付きリーフレット」をご参照ください。



臓器提供意思表示カード
意思表示を行うための新しいカード
ドナー情報全国共通連絡先 0120-22-0149
臓器移植に関するお問い合わせ先 (S1)日本臓器移植ネットワーク
フリーダイヤル 0120-78-1068 <http://www.jotn.or.jp>

【1、2、3、いずれかの番号を○で囲んでください。】
 1 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。**
 2 私は、**心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。**
 3 私は、**臓器を提供しません。**
 (※又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください)
 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
 (特記欄：
 署名年月日： 年 月 日
 本人署名(自筆)：
 家族署名(自筆)：

新しい「目録リーフレット」
 臓器提供意思表示カード付きリーフレットです。
 移植医療や脳死、臓器提供の流れ、意思表示欄の記入方法などについての内容が記載されています。





ドナー情報全国共通連絡先
■設置場所
 都道府県市区町村役場窓口、保健所、
 運転免許試験センター、
 免許の更新ができる警察署、ローン、
 セブイレブ、サークルワックス、
 ジェスユトップリビュー

新しい「リーフレット」
 臓器提供意思表示シール付きリーフレットです。
 臓器提供証・運転免許証の意思表示欄の記入方法がシールを貼って意思表示するための配布しています。



ドナー情報全国共通連絡先
 意思表示欄のない運転免許証の方に、
 運転免許試験センター、免許の更新ができる警察署で配布。
 意思表示欄のない臓器提供証の場合に各医療提供または臓器提供など発行窓口で配布



新しい意思表示カード



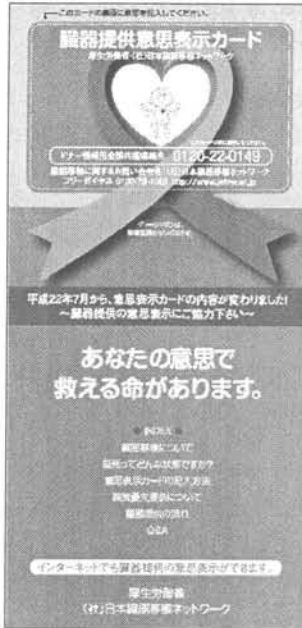
臓器提供意思表示カード
意思表示を行うための新しいカード
ドナー情報全国共通連絡先 0120-22-0149
臓器移植に関するお問い合わせ先 (S1)日本臓器移植ネットワーク
フリーダイヤル 0120-78-1068 <http://www.jotn.or.jp>

【1、2、3、いずれかの番号を○で囲んでください。】
 1 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。**
 2 私は、**心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。**
 3 私は、**臓器を提供しません。**
 (※又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください)
 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
 (特記欄：
 署名年月日： 年 月 日
 本人署名(自筆)：
 家族署名(自筆)：

【様式見直しのポイント】
 ① 改正法の趣旨を踏まえ、「臓器提供の意思表示を行う欄」を見直し、1から3のいずれかに○をつける形とする。
 ② 「提供臓器の意思表示を行う欄」について、「提供したくない臓器に×」をつける形とする。
 (分かりやすさの観点から、提供したくない臓器の欄を別途設け、提供意思に関する欄と分ける)
 ③ 「特記欄」を設け、親族優先提供の意思や組織(皮膚、心臓弁、血管、骨など)提供の意思を自筆で記入できるようにする。(パンフレットに、脳死後に提供可能な臓器・心停止後に提供可能な臓器を明記する)
 ④ 臓器移植に関する情報に容易にアクセスできるようにするため、カードをパンフレットとあわせて配布することとするとともに、カード本体には問い合わせ先を記載する。→カード付きリーフレット

Japan Organ Transplant Network 

意思表示カード付リーフレット



平成22年度作成予定枚数: 350万部

【設置先】約34,000カ所

各都道府県行政窓口・保健所

正会員施設(移植施設、透析施設)

運転免許試験場・運転免許センター・免許の更新できる警察

コンビニエンスストア・スーパー(ローソン、セブンイレブン、イトーヨーカドー、サティ、ジャスコ、マックスバリュ、サークルKサンクス)など

リーフレット中面からカードが切り取れます



社団法人日本臓器移植ネットワークのホームページ

臓器移植の情報を発信する日本唯一の組織 — 011日本臓器移植ネットワーク

JOT Japan Organ Transplant Network Homepage
(社)日本臓器移植ネットワーク

文字サイズ 大 中 小 | サイト内検索

検索

日本臓器移植ネットワークとは | 臓器移植について | 臓器提供について | コミュニティ | 移植に関するデータ

改正臓器移植法が施行されます



臓器提供意思登録
モバイルサイトからも意思登録ができます。

お住まいの都道府県の提供先

登録・本登録はこちら **臓器移植Q&A**

本登録後の
開示・変更・削除 **ログイン**

お知らせ

- 2010年07月01日 [新入意思表示カードの配布について](#)
- 2010年07月01日 [改正臓器移植法説明会を開催します](#)
- 2010年06月25日 [Gift of Lifeプロジェクトがスタートしました!](#)
- 2010年06月23日 [「2010グリーン/ボランティアフェスティバル」参加者募集のお知らせ](#)

2010年の状況	0月末日報告
臓器提供意思登録者数	61,519人
移植希望登録者数	12,163人
脳死下で提供された方	3人
心臓停止前	43人
提供された方	
移植を受けた方	95人

Japan Organ Transplant Network

健康保険証・運転免許証の意思表示欄

健康保険法施行規則等の
一部を改正する省令

道路交通法施行規則の
一部を改正する内閣府令

○家族署名欄あり(書式の変更不可)

○家族署名欄なし

健康保険 本人(被保険者) 00020
被保険者証 平成21年 6月 8日交付

氏名 高橋 太郎 性別 男
生年月日 昭和 45年 4月 1日
有効期限年月日 平成 26年 4月 1日

事業所所在地 港区 虎ノ門 3丁目1番1号 株式会社

注意事項 健康保険法第10条において登録を受けよとするときは、必ずこの部分を
その旨で添付してください。

住所 東京都港区虎ノ門3丁目1番1号
備考

この欄に記入することにより、健康保険に関する意思表示を行うことができます。
記入する場合は、しからずまで必ず以下の事項を必ず記載してください。

1. 本人、本人及び心臓が中心とした指定のいずかで、保険の給付に同意を表明する。
2. 本人、本人及び心臓が中心とした指定のいずかで、保険の給付に同意を表明する。
3. 本人、本人及び心臓が中心とした指定のいずかで、保険の給付に同意を表明する。

同意 平成 26年 4月 1日

同意者(印鑑) 同意者(白印)

氏名 東京太郎
性別 男
生年月日 平成 21年 09月 10日 71069
有効期限 平成 26年 10月 31日まで有効

住所 東京都港区虎ノ門3丁目1番1号

備考

この欄に記入することにより、健康保険に関する意思表示を行うことができます。
記入する場合は、しからずまで必ず以下の事項を必ず記載してください。

1. 本人、本人及び心臓が中心とした指定のいずかで、保険の給付に同意を表明する。
2. 本人、本人及び心臓が中心とした指定のいずかで、保険の給付に同意を表明する。
3. 本人、本人及び心臓が中心とした指定のいずかで、保険の給付に同意を表明する。

同意 平成 26年 4月 1日

同意者(印鑑) 同意者(白印)

Japan Organ Transplant Network



意思表示欄説明用リーフレット

～翻譯提供の意思表示にご協力下さい～

健康保険証や運転免許証などに
意思表示欄が設けられています。

あなたの意思で
救える命があります。



インターネット上で健康保険証のデータをダウンロード可能。

厚生労働省
（株）日本臓器移植ネットワーク

意思表示欄のある被保険者証・運転免許証に意思表示するための資料

平成22年度作成予定枚数：2,026万部

【配布先】

健保組合(意思表示欄のある被保険者証用に希望した健保組合に送付)

意思表示欄設置：221企業、協会けんぽ窓口設置

運転免許試験場、運転免許センター、免許の更新できる警察

当社HPからもPDFデータがダウンロード可能

画像データや印刷用のデータの支給が可能

健康保険証の意思表示欄の記入方法
運転免許証の意思表示欄の記入方法

意思表示シール付リーフレット

平成22年7月から、意思表示シールの内容が変更されました！
～最新情報の意思表示シールに協力下さい～

あなたの意思で 救える命があります。

このリーフレットを
臓器提供の意思を
伝えるために活用して
救える命があります
最新情報の意思表示シールの貼入方法
提供方法を詳しく説明した
リーフレットの発行
Q&A

このリーフレットでも臓器提供の意思表示ができます。

厚生労働省
(株)日本臓器移植ネットワーク

意思表示欄がない被保険者証・運転免許証に意思を表示するための資料
平成22年度作成予定枚数：500万部

【配布先】
健保組合（意思表示欄がない被保険者証用に希望した健保組合420企業に送付）
運転免許試験場、運転免許センター、免許の更新できる警察
○画像データや印刷用のデータの支給が可能

この部分にシールが貼付してあります
シールサイズ：11×74mmが3枚

新しい意思登録プログラム（平成22年7月17日～）

臓器提供の意思を伝える日本唯一の経路 唯一の日本臓器移植ネットワーク

JOT Japan Organ Transplant Network Homepage
(株)日本臓器移植ネットワーク

文字サイズ 大 中 小 サイト内検索

日本臓器移植ネットワークへ 臓器移植について 臓器提供について コミュニティ 移植に関するデータ

改正臓器移植法が施行されます

臓器移植法の改正について
被保険者証・運転免許証の意思表示欄について

臓器提供意思登録
モバイルサイトでも意思登録ができます。
<http://www.jot.or.jp/>

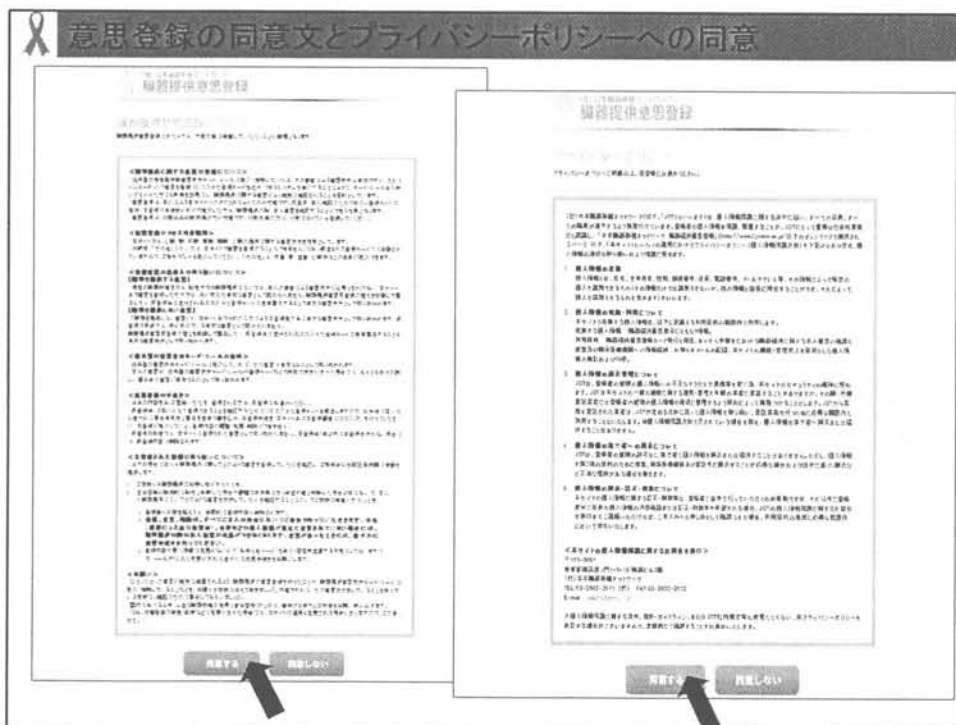
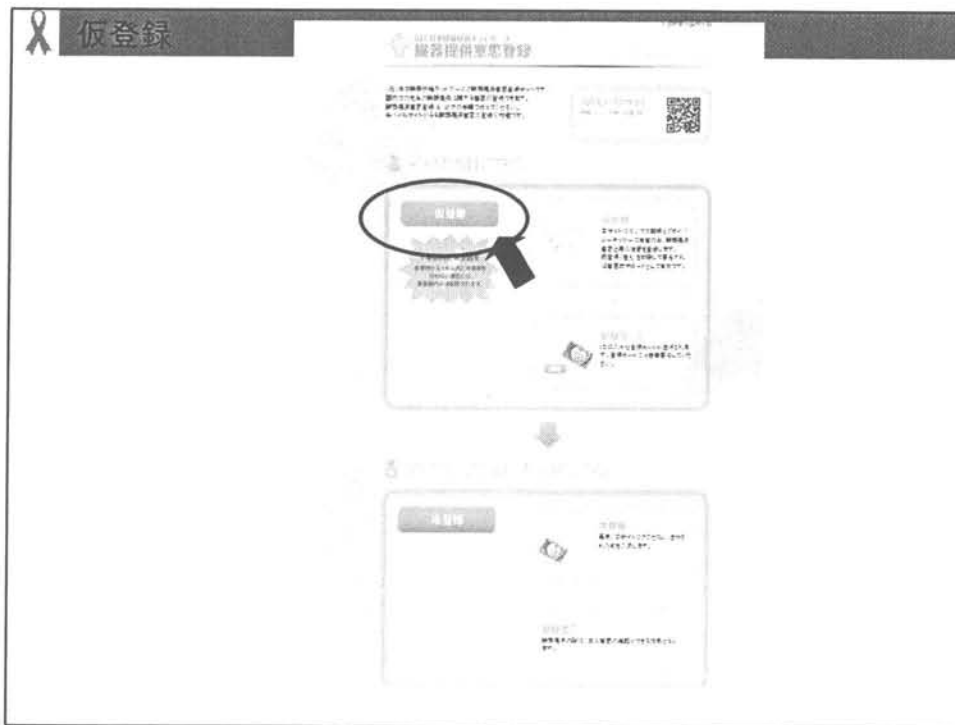
意思・未登録は、
こちらから
新登録 Q&A
ログイン
本登録後の
資料・変更・再登録

お知らせ

2010年07月01日	新しい意思表示カードの配布について
2010年07月01日	改正臓器移植法が施行されます
2010年06月26日	Gift Aidプロジェクトがスタートしています！
2010年06月14日	2010年11月10日（金）に「臓器提供の意思表示」

2010年06月現在

臓器提供意思登録者数	61,519人
移植希望登録者数	12,163人
脳死下で提供された方	3人
心臓停止下で提供された方	43人
移植を受けた方	95人




トップページへ ・ JOTホームページ


(社)日本臓器移植ネットワーク
臓器提供意思登録

親族優先提供を希望する場合の注意事項

1. 優先提供の意味

“子どもは提供したいが、他の人には提供したくない”とか、“〇〇さんだけにしか提供したくない”といった提供先も限定した場合には、親族の方を定め、臓器提供は行われません。

※親族への優先提供の意思は、臓器を提供する意思に併せて表示することとされています。

同意しない

同意する

* 同意されない場合、親族優先提供の意思は登録されません。




トップページへ ・ JOTホームページ


(社)日本臓器移植ネットワーク
臓器提供意思登録

親族優先提供を希望する場合の注意事項

2. 優先提供の対象となる方

① 配偶者 ※注1
 ② 子ども ※注2
 ③ 父母 ※注2

※注1 籍相届を出している方に限ります。
 ※注2 養子、養父母の場合、特別養子縁組に限ります。

同意しない

同意する

* 同意されない場合、親族優先提供の意思は登録されません。




 (社) 日本臓器移植ネットワーク
臓器提供意思登録

[トップページ](#) / [JOTホームページ](#)
[お問い合わせ](#) / [お問い合わせ](#)

親族優先提供を希望する場合の注意事項

3. 優先提供されない場合

- ・ 親族(配偶者、子ども、父母)に移譲希望登録している方がいない場合
- ・ 医学的条件を満たさない場合(血液型が合わないなど)
- ・ 親族優先提供の意思表示している方が自願した場合

※これらの場合は、日本臓器移植ネットワークなどに登録されている方に提供されます。

* 同意されない場合、親族優先提供の意思は登録されません。

Copyright © Japan Organ Transplant Network. All Rights Reserved.

[プライバシーポリシー](#)


 (社) 日本臓器移植ネットワーク
臓器提供意思登録

[トップページ](#) / [JOTホームページ](#)
[お問い合わせ](#) / [お問い合わせ](#)

親族優先提供の意思登録を希望し、注意事項に同意された方へ

親族への優先提供の意思を登録しますか？

Copyright © Japan Organ Transplant Network. All Rights Reserved.

[プライバシーポリシー](#)

(社)日本臓器移植ネットワーク
臓器提供意思登録

仮登録 確認

※仮の登録と仮登録は、必ずしも「仮」の登録とは限りません。

※仮登録は、仮登録の意思を登録した時点で、仮登録の意思として登録されます。仮登録の意思を登録した時点で、仮登録の意思として登録されます。仮登録の意思を登録した時点で、仮登録の意思として登録されます。

1. 私は、仮登録の意思を登録し、仮登録の意思として登録した時点で、仮登録の意思として登録します。

2. 私は、仮登録の意思を登録し、仮登録の意思として登録した時点で、仮登録の意思として登録します。

3. 私は、仮登録の意思を登録し、仮登録の意思として登録した時点で、仮登録の意思として登録します。

※仮登録の意思を登録した時点で、仮登録の意思として登録されます。

心臓 肝臓 腎臓 膵臓 小腸

その他 (登録可能な臓器を記入してください)

4. 私は、仮登録の意思を登録し、仮登録の意思として登録した時点で、仮登録の意思として登録します。

生年月日(西暦)	性別(男性/女性)
氏名	住所(〒)
職業(職種)	電話番号

メールアドレス 郵便番号

〒100-0001東京都千代田区千代田 1-1-1 (仮住所)

戻る 進む

(社)日本臓器移植ネットワーク
臓器提供意思登録

仮登録 完了

この度は、臓器提供意思のご登録をありがとうございます。

仮登録が完了しました。
(社)日本臓器移植ネットワークからIDの入った登録カードを送付します。

登録カードがお手元に届いたら速やかに署名年月日と署名を自筆で書き込み、本登録手続き(本サイト上の本登録画面にIDとパスワードの入力)を行ってください。仮登録後1年以内に本登録を行わない場合は、仮登録内容は削除されます。仮登録の状態で、有効な意思として認められません。

仮登録(控え)を印刷して署名すれば、意思表示カードとして有効です。

[臓器提供意思仮登録\(控え\)の印刷ページを開く](#)



既存取録者の登録内容変更手順

臓器提供の機運しを行っていただく皆様へのご案内 (社)日本臓器移植ネットワーク

JOT Japan Organ Transplant Network Homepage
(社)日本臓器移植ネットワーク

文字サイズ 大 中 小 | サイト内検索 | 検索

日本臓器移植ネットワークの | 臓器移植について | 臓器提供について | コミュニティ | 移植に関するデータ

改正臓器移植法が施行されます

臓器移植法の改正について

臓器提供意思登録
モバイルサイトからも登録申請ができます。
URL: www.jot.or.jp/it

登録・本登録の
お知らせ

臓器移植
のご案内

本会登録の
追加・変更・削除

ログイン

お知らせ

- 2018年07月01日 新入意思表示カードの配布について
- 2018年07月01日 改正臓器移植法説明会を開催します
- 2018年06月29日 Q&AのLiveプロジェクトがスタートしています
- 2018年06月29日 2018グリーン・リボンランニングフェスティバルに参加募集のお知らせ!

2019年の状況	0月末日現在
臓器提供意思登録者数	61,519人
移植希望登録者数	12,163人
臓器下で提供された方	3人
心臓停止前 提供された方	43人
移植を受けた方	95人

(社)日本臓器移植ネットワーク
臓器提供意思登録

ログイン

登録内容の閲覧、変更、削除をすることができます。
(社)日本臓器移植ネットワークから送付された登録カードに記載されているIDと登録のパスワードを入力してください。

※ログインできるのは、本登録完了後です。

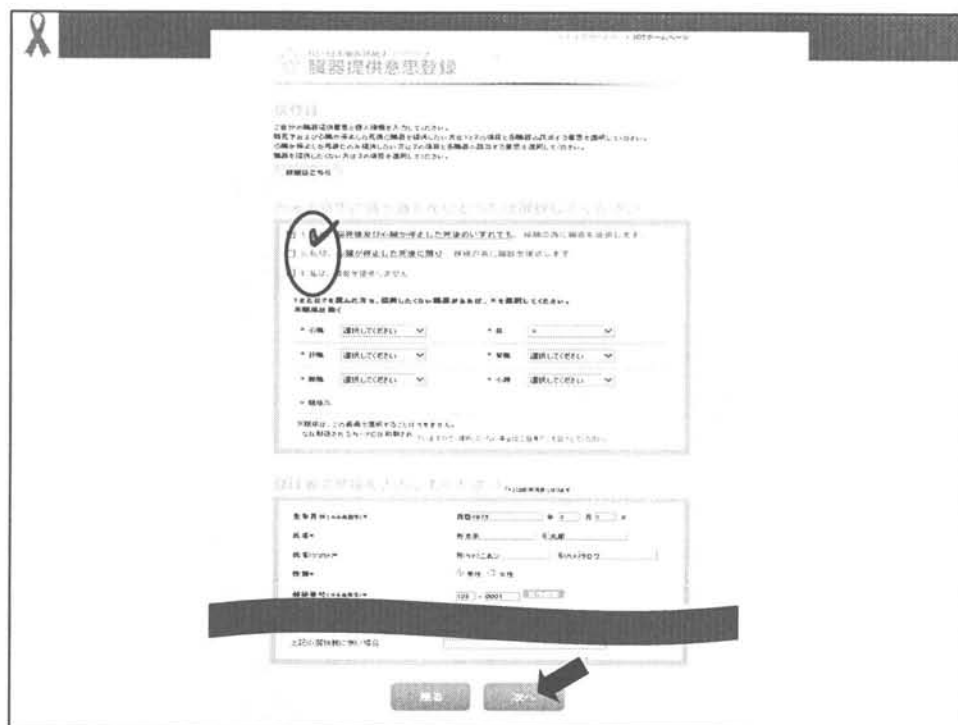
ID (※半角英数字)

パスワード (※半角英数字、6文字以上10文字以内)
パスワードをお忘れの方はこちら

ログイン

当サイトでは、実在性の証明とプライバシー保護のため、セコムトラストシステムズ(株)のSSL証明書を使用し、暗号化通信を実現しています。
Secomシールをクリックすると、検証結果をご確認ください。

Secom
トラスト
システムズ
株式会社



臓器提供意思登録

変更完了

この度は、変更手続きをありがとうございます。

変更が完了しました。
 氏名、意思表示内容に変更があった方には、(社)日本臓器移植ネットワークから内容を変更した登録カードを送付します。
 なお、変更完了メールが送信されますが、しばらくしても届かない方は、登録したメールアドレスが間違っているため、再度ログインして変更手続きを行ってください。
 ※携帯電話で登録の際のドメイン解除解除のお問い合わせは、登録確認メールが受信できません。登録確認メールを受信したい方は、お手数ですが必ずドメイン解除の解除をお願いします。

登録、変更、削除は、すべてご本人の責任においてご自身で行っていただきます。氏名(婚姻による姓の変更等)、住所などの個人情報が増正に更新されていない場合には、臓器提供の際の本人意思の確認ができなくなります。変更があった際には、速やかに変更手続きを行ってください。

本登録を印刷して署名すれば、意思表示カードとして有効です。

[臓器提供意思登録\(控え\)の印刷ページを開く](#)



新しい意思登録カード

このたびは、臓器提供意思登録をありがとうございました。
 あなたの「臓器提供意思登録カード」を送付しました。
 署名年月日、署名を自筆で記入し、捺印してください。
 現在、あなたの意思は登録サイト上、変更済みの状態です。
 ※本登録時の再発行の方は、変更手続きが必要ありません。本登録が完了すると臓器提供の際に本人の意思を確認する対象となります。

H22.1.17~
 ○親族優先の登録

H22.7.17~
 ○15歳未満の提供しない意思の登録

○旧意思表示から新しい内容への変更



〒105-0001 東京都港区
 港区 虎ノ門1-5-16
 日本 太郎 様

1 両利特長に確認ください。
 ●シンプルで1枚
 ●臓器提供意思登録について詳しくお読みいただけます。
 ●QRコード(1枚)をスマートフォンから読み取って確認するサービスです。

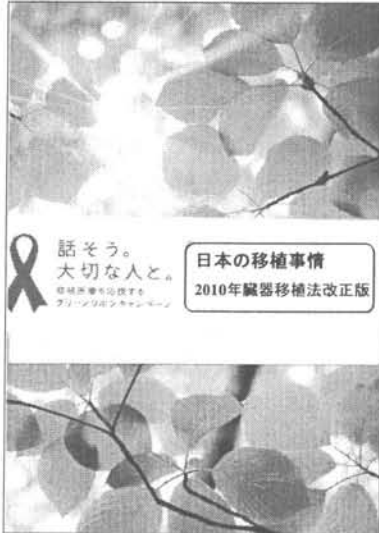
2 変更済みの内容に間違いがないかご確認ください。

3 このカードに「署名年月日」「署名」を自筆で記入してください。
 変更済みの内容に間違いがないかご確認ください。
 ※変更済みの内容に間違いがない場合は、変更済みの内容で登録してください。
 ※変更済みの内容に間違いがある場合は、変更済みの内容で登録してください。
 ※変更済みの内容に間違いがある場合は、変更済みの内容で登録してください。

4 両利特長に「署名年月日」「署名」を自筆で記入してください。

5 本登録を印刷してください。(必ず印刷してください)

日本の移植事情 2010年臓器移植法改正版



A4版 36ページ 4C

第1章 法改正で変わる移植医療
第2章 移植医療の基礎知識
グリーンリボンキャンペーン
参考資料：法律・施行規則・ガイドライン
移植医療に関するQ&A集

ホームページにデータ掲載予定

7月下旬 支部・正会員に配布

8月下旬 行政・バンク必要数配布

Japan Organ Transplant Network



小冊子「いのちの贈りもの」

中学生および一般の方向け小冊子 A5版 8ページ

○推進月間を中心に30万部配布

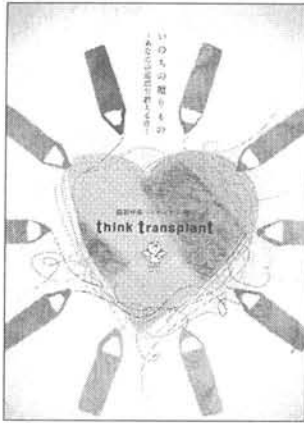
○厚生労働省と文部科学省を
通じて全国の中学3年生
160万人に配布(H17年～)



Japan Organ Transplant Network



体験者の手記のシリーズ



【シリーズ合本号vol.1-10】
Vol.1-10の手記を1冊にまとめて、
臓器提供ご家族、移植経験者の
手記などカテゴリー別に編集
しております。



【vol.12】
臓器移植を希望してドイツに渡航し、
移植を受けられないまま亡くなられ、
臓器を提供した男児のご家族の手記。



【vol.13】7月末発送予定
医学生である息子さんの腎提
供を経験したご家族の手記

Japan Organ Transplant Network



グリーンリボンキャンペーン



話そう。
大切な人と。
移植医療を応援する
グリーンリボンキャンペーン



2010年キャンペーンメッセンジャー 関根麻里さん

関根麻里さん

2002年意思表示



日本で免許を取得したときに臓器提供意思表示カードを入手し、記入・所持している。
海外留学の経験もあり、家族や友人と意見を交換することが大切であることを感じている。
家族とも仲がよいことが有名で「家族で話そう」と呼びかけます。

ご本人のエピソードに基づき、移植医療について語ってもらうことで、共感性・理解を高める。
2010年7月より2011年6月までメッセンジャーとして、ポスター、4分CM、30秒CMで登場。



グリーンリボンキャンペーンサイトの展開

- ・改正臓器移植法対応版グリーンリボン検定
- ・全国キャンペーンレポート
- ・モバイルサイトの新設→意思登録の促進

話そう。大切な人と。 移植医療が輝く。 グリーンリボンキャンペーン

みんなの意見、あなたの意見

あなたの意見、あなたの意見

全国のキャンペーンレポート

臓器提供の意思登録について

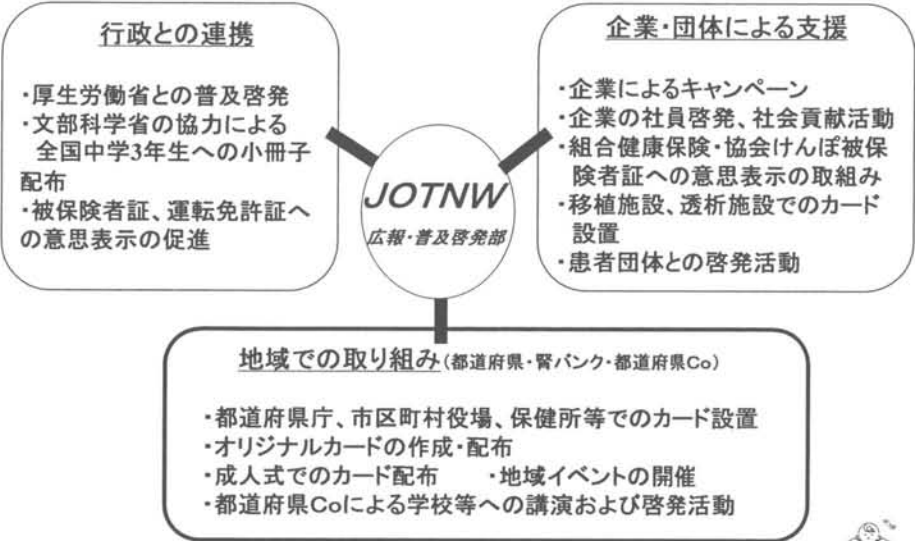
2010年7月17日

Copyright © japan-organ-transplant-network

Japan Organ Transplant Network



普及啓発事業の展開



Japan Organ Transplant Network



各都道府県によるオリジナル意思表示カードの作成・配布

地域に親しまれる柄のカード配布 → 移植医療への理解と意思表示の促進
 <今後の作成について>
 ・新しい内容への変更 ・表紙記載項目の追加 ・リーフレット添付配布



Japan Organ Transplant Network



改正臓器移植法説明会

2010年7月13日

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律を遵守した

実際の臓器提供の流れ

小中 節子

社団法人日本臓器移植ネットワーク

Japan Organ Transplant Network

わが国で

➤ 86例の脳死下臓器提供より425名のレシピエントに移植された(2010年6月末現在)。

➤ 1,289例の心臓停止下腎臓提供より2,374名のレシピエントに移植された(2010年6月末現在)。

Japan Organ Transplant Network

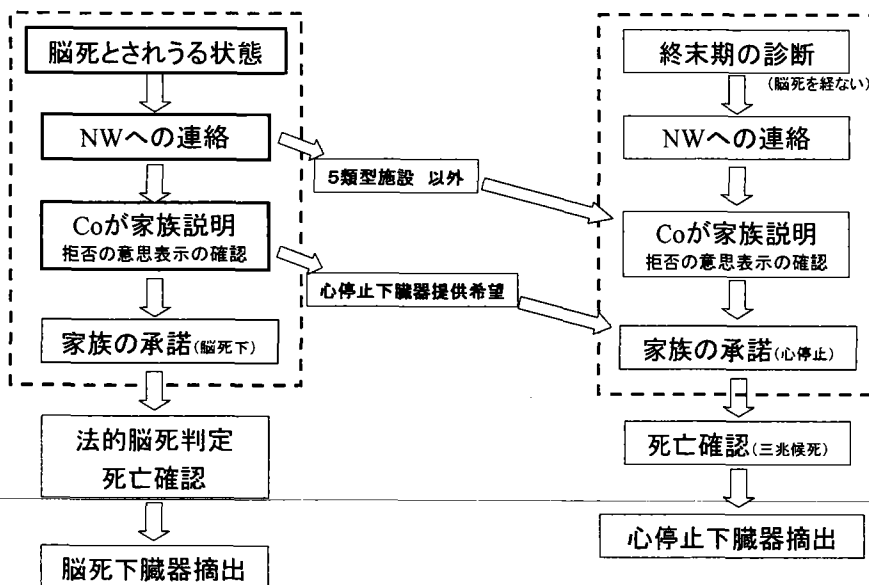
臓器移植希望登録者【累計】

(平成22年6月30日現在)

	心臓	肺	肝臓	腎臓	膵臓	小腸
現登録者数	169	150	270	11,539	182	6
既登録者の転帰	(一度登録された方が現登録からはずれた理由)					
死体移植済	70	67	67	2,520	64	6
取消	16	3	102	14,944	20	0
死亡	136	193	404	2,598	28	0
生体移植済	-	30	171	1,904	5	0
海外渡航	39	2	27	-	0	0
その他・不明	0	0	0	12	0	0
登録者累計	430	445	1041	33,517	299	12

Japan Organ Transplant Network

改正法施行後の臓器提供の想定される手順



Japan Organ Transplant Network

臓器提供施設と脳死判定

・脳死下臓器提供可能施設と院内体制

(1) 4類型

- ① 大学附属病院
- ② 日本救急医学会指導医指定施設
- ③ 日本脳神経外科学会A項訓練施設
- ④ 救命救急センター
- ⑤ 日本小児総合医療施設協議会の会員施設



(2) 脳死下での臓器提供が院内の倫理委員会等で承認されている

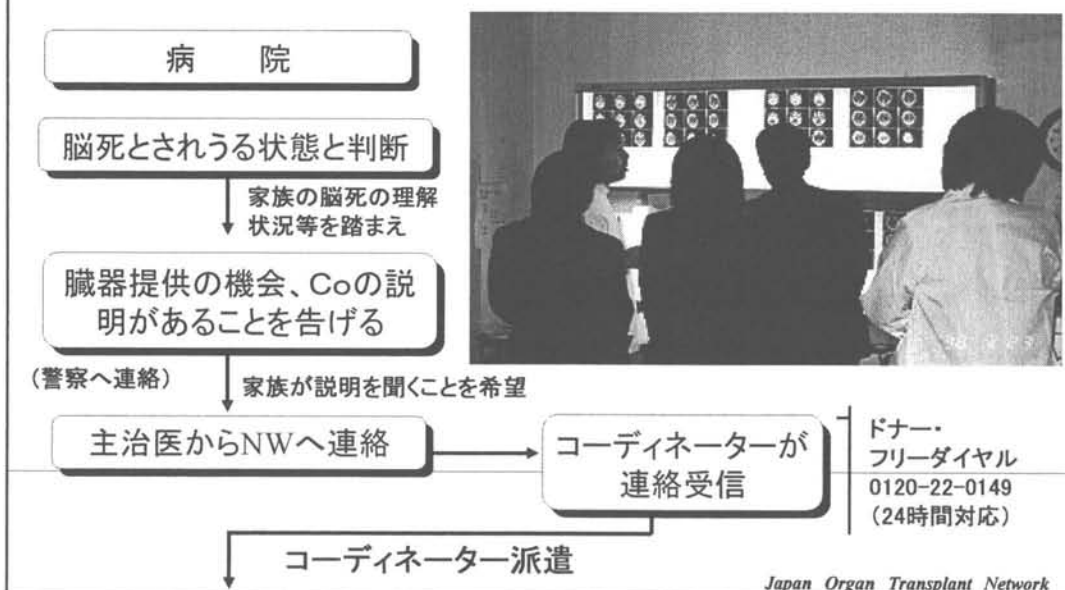
(3) 脳死判定を行う体制がある(小児科専門医)

(4) 児童からの臓器提供を行う体制がある

- ① 虐待防止委員会等の虐待を受けた児童への対応に必要な体制の整備されている
- ② 児童虐待の対応に関するマニュアル等の整備)されている

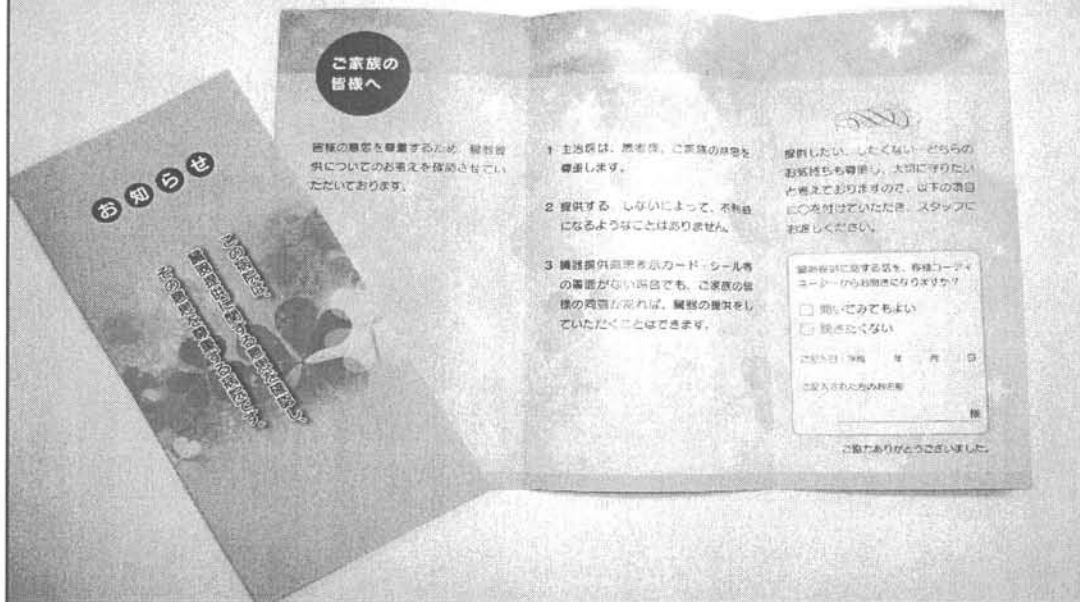
Japan Organ Transplant Network

臓器提供の流れ 1

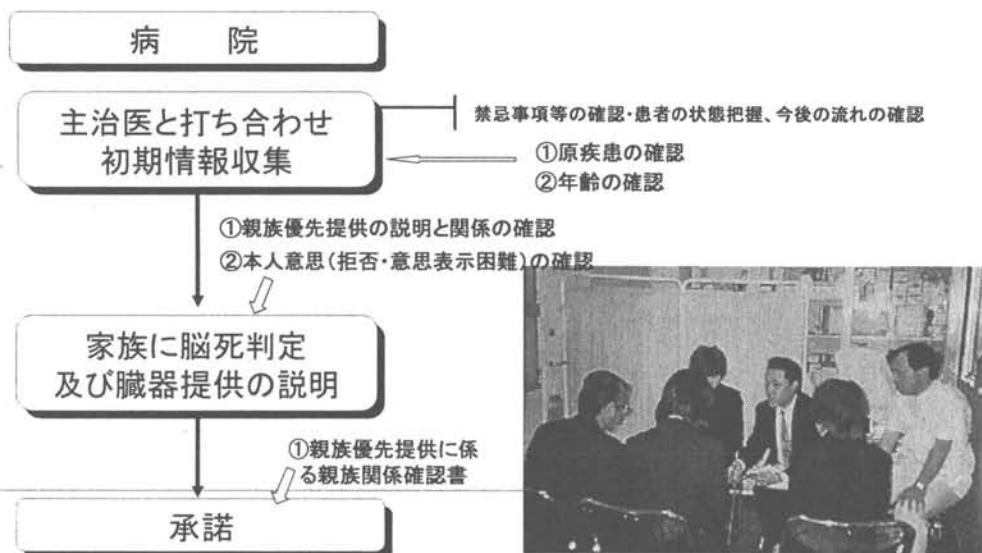


Japan Organ Transplant Network

パンフレット「臓器提供に関する意思の確認」



脳死臓器提供の流れ 2



Japan Organ Transplant Network

①ドナー(候補者)に関する主治医等への確認

○原疾患の確認

- ・原疾患が自殺ではない: 親族に優先提供できる

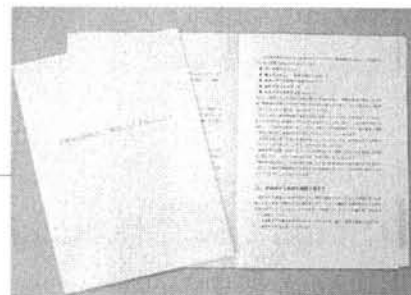
○年齢の確認

- ・18歳未満である : 虐待の疑いが否定されている
- ・20歳未満である : 父母それぞれの意向を確認する

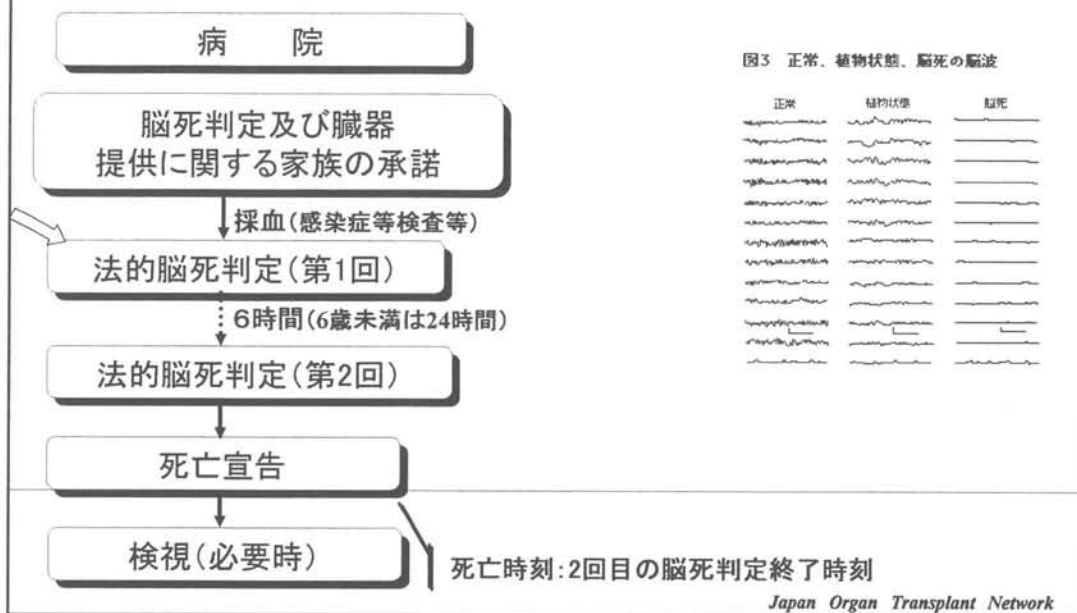
Japan Organ Transplant Network

②家族への臓器提供に関する説明

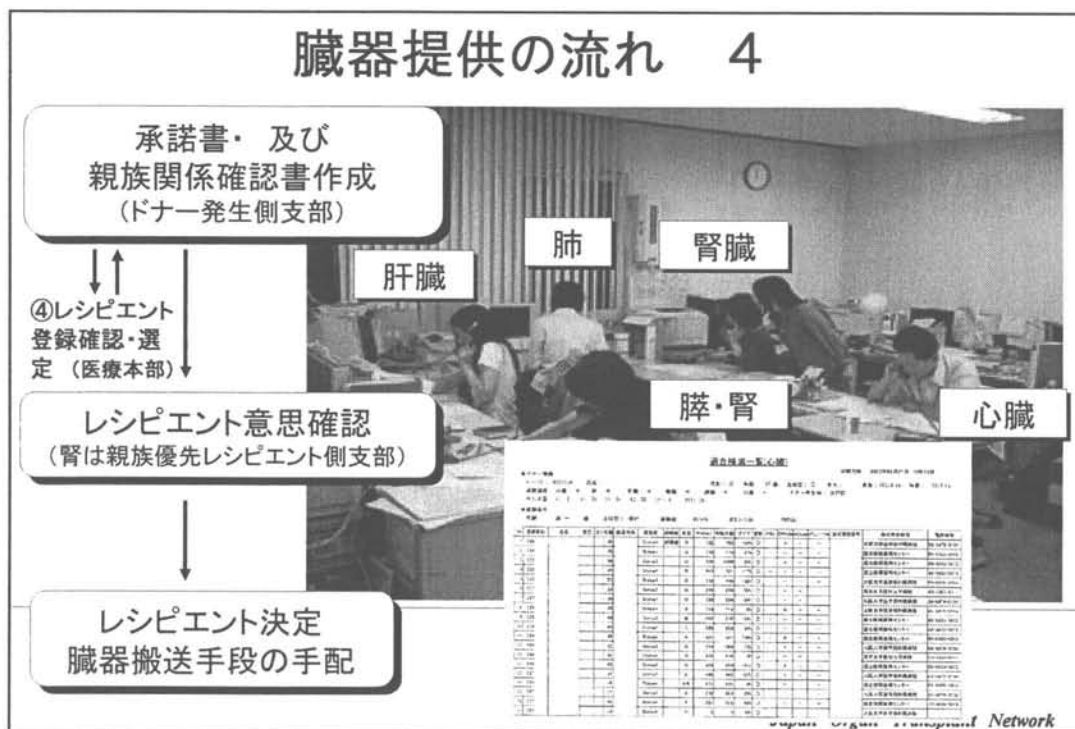
- ・親族優先提供について
- ・提供したくない意思の存在の確認
- ・20歳未満
- ・有効な意思表示困難となる障害の有無



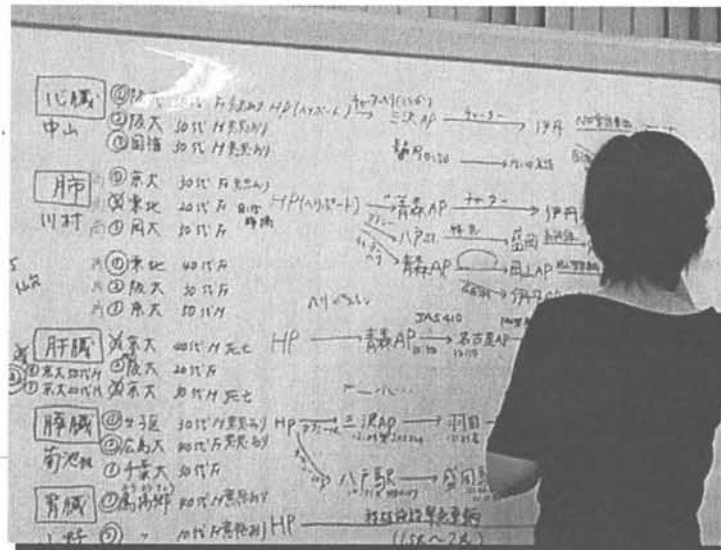
脳死臓器提供の流れ 3



臓器提供の流れ 4

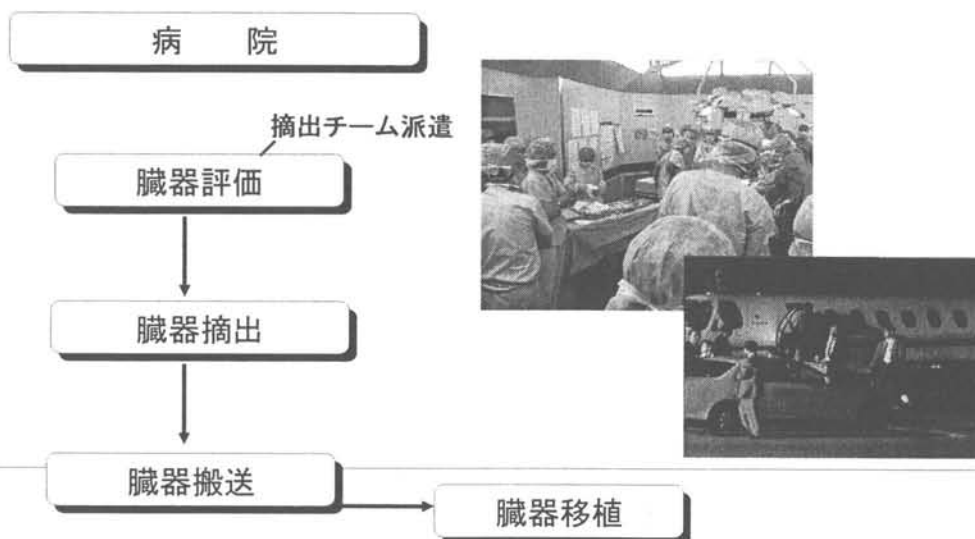


意思確認状況および臓器搬送の立案



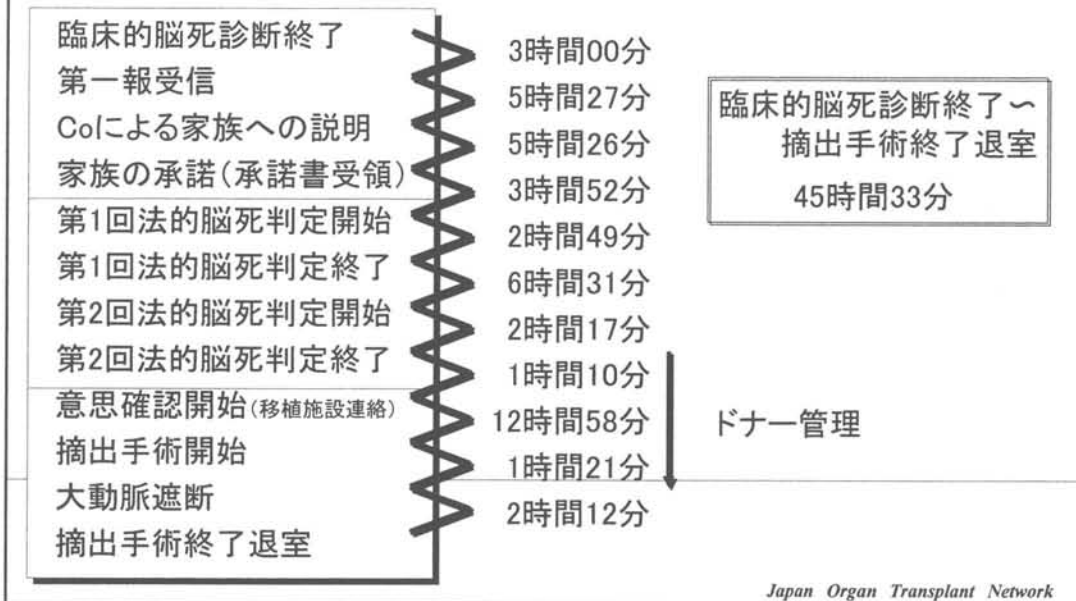
Japan Organ Transplant Network

具体的手順 5

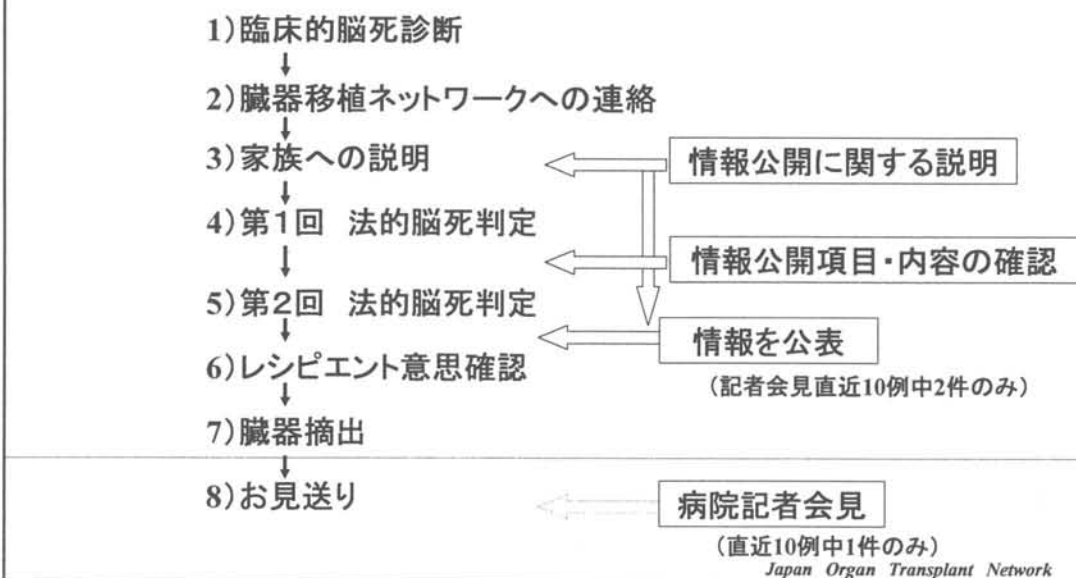


Japan Organ Transplant Network

脳死下臓器提供流れと平均所要時間



情報公開時期と内容について





臓器移植対策担当者会議

平成22年 7月 13日



コーディネーターの役割

社団法人日本臓器移植ネットワーク
芦刈淳太郎

Japan Organ Transplant Network

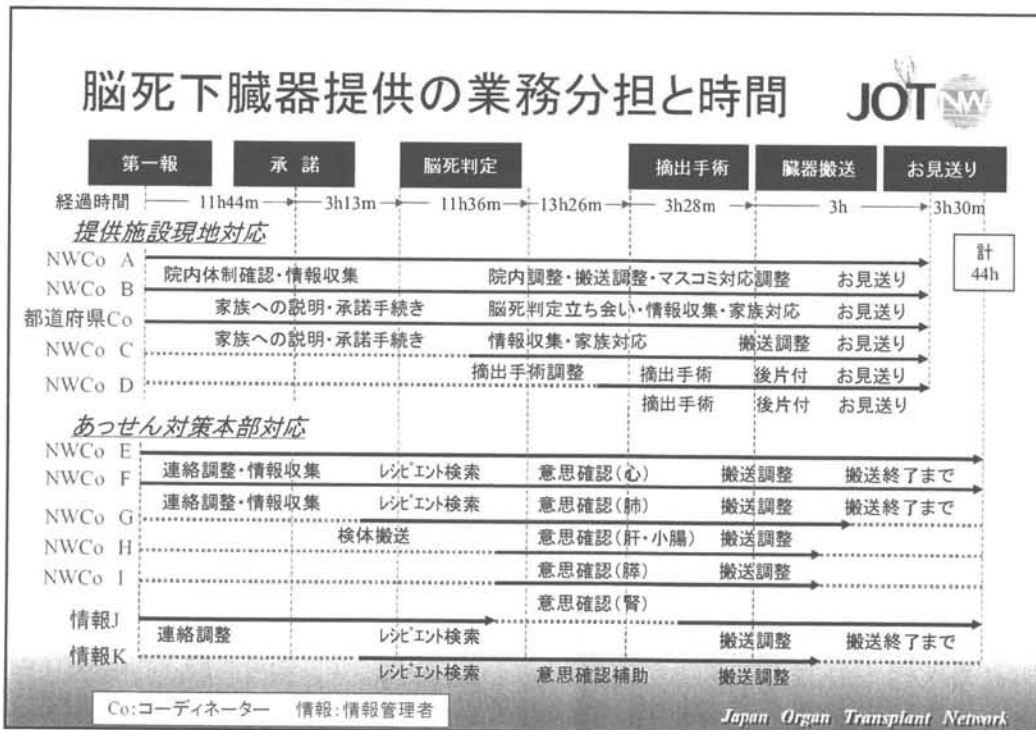
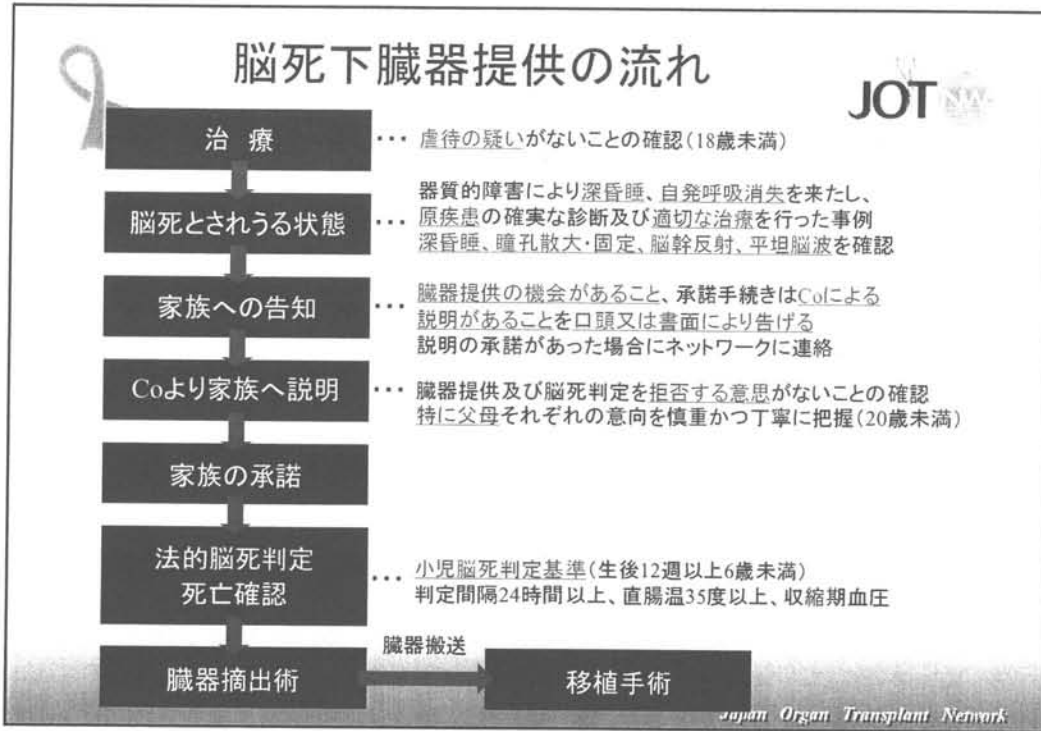


コーディネーターの役割



- コーディネーター(臓器移植連絡調整者)設置
 - 社団法人日本臓器移植ネットワーク
 - 都道府県臓器移植連絡調整者設置事業
(平成15年3月20日厚生労働省通達 健臓発第0320001号)
- 業務内容
 - 日常業務
 - 地域住民の臓器提供・臓器移植に関する理解を深める
 - 臓器提供に協力いただく施設等を定期的に巡回し、連携体制を整備する
 - 臓器提供発生時業務

Japan Organ Transplant Network



臓器提供に関する 家族への説明と承諾

JOT



Japan Organ Transplant Network

臓器提供の説明に用いる冊子

JOT



移植コーディネーターによる説明及び確認項目

1. 家族の心情の把握
2. 家族構成の把握
3. 説明の継続を拒むことができること
4. 移植医療について
5. ご本人の意思表示と臓器提供について
6. ご家族の承諾について
7. 臓器提供を承諾された場合、行わせていただく医療行為について
8. 脳死判定と臓器提供について
9. 心臓が停止した死後の腎臓提供について
10. 臓器の提供ができなくなる場合
11. 臓器提供に関わる費用について
12. 移植を受ける方の選択方法について
13. 臓器提供後について
14. 臓器提供の承諾を撤回することの自由について
15. 情報公開について
16. 親族優先提供について



家族説明で特に注意すべき事項① (任意性の担保)



<運用に関する指針第6の2>

説明に当たっては、脳死判定を行うこと及び臓器を摘出することに関する家族の承諾の任意性の担保に配慮し、承諾を強要するような言動があってはならず、説明の途中で家族が説明の継続を拒んだ場合は、その意思を尊重すること。また、家族の置かれている状況にかんがみ、家族の心情に配慮しつつ説明を行うこと。

<運用に関する指針第3>

(略)代表となるべきものにおいて、前記の「遺族」の総意を取りまとめるものとする(略)。

コーディネーターの基本姿勢

家族の承諾の任意性を担保する

承諾においては、家族の総意を確認する

Japan Organ Transplant Network



家族説明で特に注意すべき事項② (遺族(家族)の範囲)



<運用に関する指針第3>

「遺族」の範囲については、一般的、類型的に決まるものではなく、死亡した者の近親者の中から、個々の事案に即し、慣習や家族構成等に応じて判断すべきものであるが、原則として、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び同居の親族の承諾を得るものとし、これらの者の代表となるべきものにおいて、前記の「遺族」の総意を取りまとめるものとするのが適当であること。ただし、前記の範囲以外の親族から臓器提供に対する異論が出された場合には、その状況等を把握し、慎重に判断すること。

なお、死亡した者が未成年であった場合には、特に父母それぞれの意向を慎重かつ丁寧に把握すること。

患者が未成年(20歳未満)の場合

父母それぞれの意向を慎重かつ丁寧に把握し確認する

必ずしも、父母のそれぞれに退席してもらって個別に確認することを意味するものではない
父母間の意向が異なる場合は、家族で相談してもらい、時間を置くなど慎重を期す

Japan Organ Transplant Network



家族説明で特に注意すべき事項③ (拒否の意思の確認)



<運用に関する指針第1>

臓器を提供する意思がないこと又は法に基づく脳死判定に従う意思がないことの表示については、法の解釈上、書面によらないものであっても有効であること。(中略)年齢に関わらず、臓器を提供する意思がないことを表示した者からの臓器摘出及び法に基づく脳死判定に従う意思がないことを表示した者に対する法に基づく脳死判定は行わないこと。

確認すべき家族の範囲

承諾を得る家族(原則として、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び同居の親族)

確認すべき事項

- ①運転免許証や健康保険証の裏面の意思表示欄・意思表示シール
- ②財布、手帳などの中的意思表示カードや臓器提供意思の記載
- ③家族からの聞き取り(書面や口頭による本人の何らかの拒否の意思)
- ④意思登録システムの意思表示

Japan Organ Transplant Network



家族説明で特に注意すべき事項④ (意思表示が困難となる障害の確認)



<運用に関する指針第1>

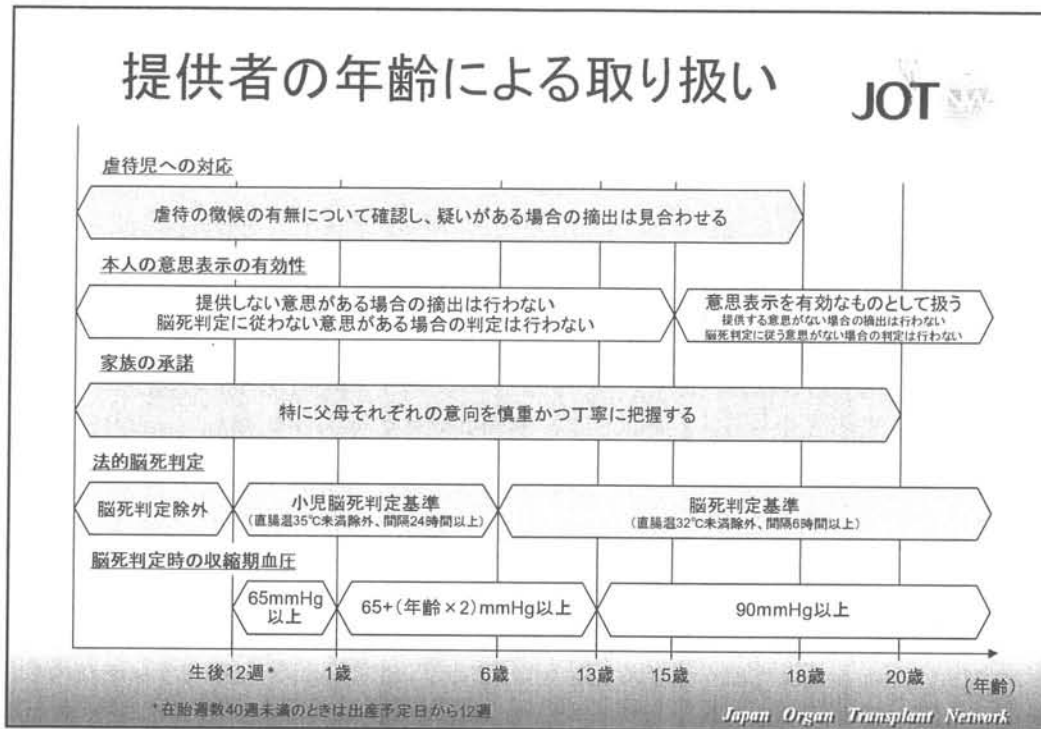
知的障害者等の臓器提供に関する有効な意思表示が困難となる障害を有する者であることが判明した場合には、年齢に関わらず、当面、その者からの臓器摘出は見合わせる事。

意思表示が困難となる障害の有無を確認

- ①家族からの聞き取り
 - ②診療録等より既往歴、現病歴の確認
- 主治医の判断を仰ぐ

Japan Organ Transplant Network

提供者の年齢による取り扱い



家族対応、グリーフケア



- 脳死判定から臓器摘出、お見送りまで
 - 脳死判定の立ち会いの確認
 - 情報公開の確認
 - 看取りの環境整備、院内待機への配慮(関係者と連携)
- 臓器提供後の中長期的な家族対応
 - 移植者の経過報告
 - 厚生労働大臣感謝状の持参
 - レシピエントからの手紙(サンクスレター)の持参・郵送
 - ドナー家族の集い



臓器提供施設としての要件



<運用に関する指針第4>

法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供については、当面、次のいずれの条件をも満たす施設に限定すること。

- 1 (略)倫理委員会等の委員会で臓器提供に関して承認が行われていること。
- 2 適正な脳死判定を行う体制があること。
- 3 (略)高度の医療を行う次のいずれかの施設であること。

大学附属病院、日本救急医学会の指導医指定施設、日本脳神経外科学会の専門医訓練施設(A項)、救命救急センターとして認定された施設、日本小児総合医療施設協議会の会員施設

<運用に関する指針第5>

脳死・心臓死の区別にかかわらず、児童(18歳未満の者(略))からの臓器提供については、以下のとおり(略)。

- 1 児童からの臓器提供を行う施設に必要な体制
次のいずれも満たしていること。

- (1)虐待防止委員会等の虐待を受けた児童への対応のために必要な院内体制が整備されていること。
- (2)児童虐待の対応に関するマニュアル等が整備されていること。(略)

Japan Organ Transplant Network



臓器提供施設の体制整備



脳死下臓器提供施設(5類型施設)及び心停止下臓器提供施設

- ①マニュアルの作成・見直し(児童からの臓器提供を行う体制)
- ②勉強会・説明会等の実施
- ③シミュレーションの実施 など

→当社団で院内体制整備にかかる費用の一部負担可能
(臓器提供推進連携事業)

Japan Organ Transplant Network



まとめ



- 脳死下臓器提供において、複数のコーディネーターで業務分担・連携し、業務遂行している。
- 改正法施行に伴い、特に家族への説明と承諾手続きに関して、留意すべき点がある(任意性の担保、遺族(家族)の範囲、拒否の意思の確認、意思表示が困難となる障害の確認)。
- 改正法施行に伴い、脳死下及び心停止下臓器提供施設の体制整備を行う必要がある(マニュアル(児童からの臓器提供)、勉強会・説明会、シミュレーションなど)。

Japan Organ Transplant Network

臓器移植対策担当者会議

別冊資料

平成22年7月13日(火)

厚生労働省健康局疾病対策課
臓器移植対策室

資 料 一 覧

- 1 平成21年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「小児の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究」（抄）・ 資料 1

- 2 臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体の取扱い等について（平成22年7月9日 警察庁刑事局長、警察庁交通局長通知）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 2

- 3 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の改正について（平成22年6月25日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室事務連絡）・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 3

- 4 臓器提供施設の体制整備状況に関する調査について（案）・・・・ 資料 4

- 5 改正法の施行に伴う省令及び通知（平成22年6月25日付）の一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 5

平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

「小児の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究」

（抄）

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）

第 8 臓器摘出に係る脳死判定に関する事項

1 脳死判定の方法

法に規定する脳死判定の具体的な方法については、施行規則において定められているところであるが、さらに個々の検査の手法については、「法的脳死判定マニュアル」（厚生科学研究費特別研究事業「脳死判定手順に関する研究班」平成 11 年度報告書）に準拠して行うこと。

ただし、脳幹反射消失の確認のうち、鼓膜損傷がある症例における前庭反射の確認については年齢にかかわらず、平坦脳波の確認における基本条件等及び無呼吸テストの基本条件等については 6 歳未満の者の場合において、「小児の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究」（平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）報告書）のⅡの 4 の 3）、4）及び 5）の（2）並びに別資料 2 のⅠの 2 及びⅡの 2 に準拠して行うこと。

II. 6歳未満の小児脳死判定基準の検討

4. 必須項目

3) 脳幹反射の消失

「前庭反射の消失」については、実際には鼓膜損傷があっても検査が可能である。このため従来の成人用マニュアルの一部を、以下のように修正ないし追加すべきである（別資料2 水口の報告を参照）。

- (1) 耳鏡により両側の外耳道に異物のないことを確認する。
- (2) 氷水の注入量は6歳未満の乳幼児では25mlとする
- (3) 一侧の試験終了後、5分以上の間隔をおいてから、他側の試験に移る。

「毛様脊髄反射の消失」について、同反射の脳死判定における意義を疑問視する見解もあるが、今回あえて削除はしない。

「脊髄反射はあってもよい」と小児脳死判定基準（2000年、表1.）には記載されているが、現行の基準に揃え記載することとする。

4) 脳波活動の消失

原則は小児脳死判定基準（2000年）のとおりでよい。

脳波検査の実際について、6歳未満の乳幼児に対しては、従来の成人用マニュアルの一部を以下のように修正ないし追加すべきである（別資料2を参照）。

- (1) 「電極間距離」は7cm以上（乳児では5cm以上）が望ましい。
- (2) 「脳波計の感度」について、 $2\mu\text{V}/\text{mm}$ 以上、時定数0.3の記録を脳波検査中に必ず行う。デジタル脳波計でアーチファクトの鑑別が困難な場合、部分的にローカットフィルターを0.5Hzに設定した記録を考慮して良い。
- (3) 「ボディーアース」に関しては、電極を患者に装着し、電極ボックスのアースに差し込む。電極の位置は頭部（前額部）または鎖骨部付近が望ましいとされている。
- (4) 「電極の装着」に関しては、皿電極を用いることが望ましい。皿電極の場合、可能であればコロジオン固定を考慮する。
- (5) 「検査の条件」に関しては、心電図の同時計測は必須。呼吸曲線の記録が望ましい。可能であれば眼球運動、頤部筋電図も記録するとよい。

5) 自発呼吸の消失

(2) 小児の脳死判定基準の無呼吸テスト

2000年に作成された小児における脳死判定基準⁴⁾と2007年、2009年の再検討報告書の内容^{7,8)}をとりあげて議論した。

テスト開始前の準備は現行と同様に、モニター類では、心拍数、血圧、パルスオキシメータによる動脈血酸素飽和度モニター (SpO₂)、動脈血ガス分析値、心電図とする。筋弛緩薬および鎮静麻酔薬の残存効果のないことの再確認には筋弛緩モニター、血中濃度測定が望ましいが、できないときには十分な時間をおく必要がある。

無呼吸テストを行う前の望ましい条件 (体温35°C以上、PaO₂は200mmHg以上、PaCO₂は35～45 mmHg) は妥当と考える。

無呼吸テストの方法も変更はなく、あらかじめ10分間以上100%酸素で人工換気により脱窒素後、人工呼吸器を切り離してT-ペースでの100%酸素投与 (6 l/min) に切り替えて、呼吸の有無を確認する。そのほか、諸外国で行われている、人工呼吸器を接続したまま行う方法、あるいは気管チューブにカテーテルを挿入して酸素を流す方法 (吹送法) もあるが、いずれにおいても、それぞれの方法の利点、欠点を熟知したものが行う必要がある。

結果の判定においては、

- ① 目視による観察と胸部聴診 (聴診器の接触で誘発される脊髄反射に注意) で判定すること、
- ② 目標 PaCO₂ レベルを 60 mmHg 以上とすること、に変更はない。

PaCO₂の上昇速度は患者およびその状態によって予測できない。そのため経時的な血液ガス分析が必須であるが、動脈血採血をテスト開始後5分と定めるよりは、3～5分頃に行うこととし、以後の採血時間を予測するのが実際的であると考えられる。

- ③ 観察終了は PaCO₂が 60 mmHg 以上になった時点とし、その時点まで呼吸が観察されない場合は、自発呼吸消失、すなわちテストの結果は陽性と判定する。

ここで最も問題になる点は、呼吸中枢を刺激する PaCO₂ 閾値をどう考えるかである。これまで、適切な PaCO₂ レベルについては議論されてきた経緯があり、PaCO₂が 60 mmHg では不十分とする考えがあるが、いずれも症例報告で^{9,10,11,12,13)}、1998年以降新たな報告は見当たらない。世界的にみても小児でも成人と同じ値 (60 mmHg) でよいとする報告が支配的で、これを考慮して、厚生省研究班は PaCO₂を 60 mmHg と決めたと考えられる^{14,15,16)}。Wijdicks による 80 か国の収集資料では、一定 PaCO₂ レベルを要求している国は 39 カ国で、PaCO₂は成人と同様 60 mmHg である¹⁷⁾。

現時点で脳死判定において PaCO₂を 60mmHg では不十分として、さらに高い値に変更する科学的根拠はどこにもないと言わざるをえない。本研究班でもエビデンスがない状態でこの値を変更するのは妥当でないとの結論に達した。厚生省研究班の報告でも考察されているように^{4,8,9)}、特に後頭蓋窩の病変を有する小児や、二次性病変では、さらなる症例の蓄積が必要かもしれないが、今後小児脳障害患者の呼吸中枢の PaCO₂に対する反応の研究結果が出ない限り、あるいは無呼吸テストの代わりになるような補完検査が確立されない限り、小児脳死臓器移植は不可能となり、不毛の議論に終わる。結論として小児用脳死判定基準 (2000 年) の「後頭蓋窩病変では知見の集積が望まれる」とする記載は、法的脳死判定を実際に施行するにあたり、削除することとした。

別資料2.

小児法的脳死判定マニュアルに関する検討 東京大学大学院医学系研究科発達医科学 水口 雅

1. 前庭反射 (カロリックテスト)

2. マニュアルの修正点

1) 耳鏡による観察

従来の成人用マニュアルには「耳鏡により両側の鼓膜に損傷のないことを確認する」と記載されている。しかし実際には、鼓膜に損傷があっても、検査は可能である。安全面でも、滅菌生理食塩水を用いれば問題はない。なお鼓膜損傷がある場合の対応法は、すでに厚生省厚生科学研究費特別研究事業「脳死判定上の疑義解釈に関する研究班」平成11年度報告書「脳死判定上の疑義解釈」で示されている⁴⁾。

むしろ外耳道に耳垢その他の異物があって、氷水が鼓膜に達するのを妨げることが問題である。上記の記載は「耳鏡により両側の外耳道に異物のないことを確認する」と修正すべきである。なお、このことは小児・成人を問わない。

2) 氷水の注入量

反射を誘発する目的からは、注入量が多すぎることに問題はない。しかし成人用マニュアルに記載された50mlは、6歳未満の乳幼児には多過ぎる。新しい小児用マニュアルでは25ml程度にすべきであろう。

3) 両側の試験の時間間隔

脳死判定においては、一側の前庭反射を検査した後、他側の検査に移る。このとき、一側の耳が体温に復するのを待ってから、他側を検査すべきである。両側に冷刺激を同時に加えると、互いに打ち消し合う危険性があるからである。しかし従来の成人用マニュアルには、2つの検査の時間間隔に関する記載がない。「一側の試験終了後、5分以上の間隔をおいてから、他側の試験に移る」との記載を追加すべきである。なお、このことは小児・成人を問わない。

II. 脳波検査

2. マニュアルの修正点

1) 電極間隔

従来の成人用マニュアルには「電極間距離は7cm以上が望ましい」と記載されている。乳児の頭囲を考慮して「7cm以上（乳児では5cm以上）が望ましい」と追記するのが良いと考えられる。

2) 脳波計の感度

「 $2\mu\text{V}/\text{mm}$ 以上、時定数0.3の記録を脳波検査中に必ず行う。デジタル脳波計でアーチファクトの鑑別が困難な場合、部分的にローカットフィルターを0.5Hzに設定した記録を考慮して良い」と追記すると良い。」と改めるのが良い。小児用脳死判定基準(2000年)との整合性、およびデジタル脳波計が普及した事実に鑑みた。

3) ボディーアース

成人用マニュアルにおける「電気メスの対極板を患者に装置し、電極ボックスのアースに差し込む。（あらかじめ電極ボックスへ差し込むための接続コードを作成しておく）」という記載を、「電極を患者に装置し、電極ボックスのアースに差し込む。（電極の位置は頭部（前額部）または鎖骨部付近が望ましいとされている）」に改めるのが良いと考えられる。

4) 電極の装着

成人用マニュアルにおける「皿電極を用いることが望ましいが、針電極を用いても差し支えない。皿電極の場合、コロジオン固定が望ましい。」との記載を「皿電極を用いることが望ましい。皿電極の場合、可能であればコロジオン固定を考慮する。」に改めるのが良いと考えられる。小児に針電極を用いるケースはほとんどないこと、また乳幼児の皮膚が剥脱しやすいことを考慮した。

5) 検査の条件

成人用マニュアルにおける「心電図の同時計測は必須。」という記載の後に、「呼吸曲線の記録が望ましい。（可能であれば眼球運動、頤部筋電図も記録するとよい）」と追記するのが良いと考えられる。

「四肢の筋電図、体動及び人が近づくことによる静電誘導などによるアーチファクトの鑑別」に関する「6～7cm間隔で手背においた電極から電気現象を同時記録する。」との記載は削除するのが良いと考えられる。乳幼児の手が小さいことに鑑みた。

各 地 方 機 関 の 長

警察庁丙刑企発第 69号

殿

各 都 道 府 県 警 察 の 長

丙捜一発第126号

(参考送付先)

丙交指発第 26号

庁 内 各 局 部 課 長

平成22年 7 月 9 日

各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 刑 事 局 長

警 察 庁 交 通 局 長

臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体
の取扱い等について

平成21年7月13日、第171回国会において、本人意思が不明な場合に、家族の書面による承諾により脳死判定・臓器摘出を可能とすること等を内容とする、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号。以下「改正法」という。）が成立し、一部の規定を除き、平成22年7月17日から施行されることとなった。改正法による改正後の臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「法」という。）第6条第2項に規定する脳死した者の身体に対する取扱い等については、下記のとおりであるので、各位にあってはその運用に誤りのないようになされたい。

なお、本通達の内容については、当庁において関係省庁と協議済みであるので、念のため申し添える。

また、「臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体
の取扱いについて」（平成9年10月9日付け警察庁丙刑企発第76号、丙捜一発第31号、丙交指発第36号）は、平成22年7月16日をもって廃止する。

記

1 警察における取扱い対象としての死体の範囲

法においては、脳死した者の身体（法第6条第2項の判定がなされた者の身体をいう。以下同じ。）を死体に含めることとされていることから（法第6条第1項）、警察としては、心臓の停止を中心に考える三徴候（①呼吸の停止、②心拍の停止、③瞳孔の散大と対光反射の消失）による死の判定がなされた死体に加え、脳死した者の身体を死体として取り扱うこと。

検視、実況見分、検証、死体見分（死体取扱規則第4条に基づき行われる死体の見分をいう。）、鑑定処分許可状を得て行われる解剖（以下「司法解剖」という。）等の死体に対する警察活動（以下「検視等」という。）は、このことを踏まえて行うこと。

2 脳死した者の身体に対する適正な取扱い

法においては、医師は、移植のために死体から臓器を摘出しようとする場合において当該死体について検視等の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了した後でなければ臓器を摘出してはならないこととされ（法第7条）、犯罪捜査に関する活動が臓器の摘出に優先することとされている。

この趣旨を踏まえ、脳死した者の身体に対して検視等を行うに際しては、臓器移植の円滑な実施に配慮する必要があるものの、これにより検視等を十分に行うことなく、犯罪を見逃すことがないよう、適正な死体取扱いに努めること。

3 脳死した者の身体の手取要領

警察としては、脳死した者の身体に対する検視等に際しては、臓器移植の円滑な実施に配慮しつつ、検視等を迅速かつ適正に行うため、医師、医療機関等と連携し、下記の措置を採ること。

(1) 検視等の準備

警察が医師から法第6条第2項の判定（以下「脳死判定」という。）に係る連絡を受けた場合において、脳死した者の身体に対する検視等を行う必要がある場合にあっては、その旨を医師に連絡し、脳死判定後速やかに検視等が実施できるよう、脳死判定前に必要な調査又は捜査を行うとともに、必要に応じ脳死判定前に医療機関に臨場して検視等に必要な体制を確保するなど脳死判定後速やかに検視等を開始できる措置を講ずること。

あわせて、あらかじめ、医師に対し、脳死判定日時等の連絡を求めるとともに、検視等の場所（警察官等が待機する場所を含む。）の提供、医師の立会い、補助その他の協力を要請しておくこと。

(2) 検視等の開始時期

脳死した者の身体に対する検視等は、脳死判定後速やかに開始すること（「脳死した者」の死亡日時は脳死判定日時となるが、これは臓器の移植に関する法律施行規則（平成9年厚生省令第78号）第2条第2項に規定する2

回目の確認時とされている（別添5「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」（平成9年10月8日付け健医発第1329号別紙）参照）。以下「指針」という。）。ただし、司法解剖にあつては、心臓停止後に行うこと。

なお、脳死した者の身体に対する検視等に際しては、必ず医師から、本人が脳死判定に従う意思を書面により表示している場合においては当該書面、臓器を提供する意思を書面により表示している場合においては当該書面、家族が脳死判定を行うこと及び臓器を摘出することを拒まないこと又は承諾することを記載した脳死判定承諾書及び臓器摘出承諾書、医師による法第6条第5項に規定する判定が的確に行われたことを証する書面、死亡診断書等を確認するとともに、その各写しの交付を求め、脳死判定及び死亡の事実を確認すること。

(3) 刑事調査官の臨場

脳死した者の身体に対する検視等に際しては、「的確な検視業務を行うための体制整備について」（平成12年12月5日付け警察庁丙捜一発第31号）に規定する刑事調査官が臨場すること。

(4) 医師の立会い、補助

脳死した者の身体に対する検視等に際しては、医師（当該脳死した者の身体から臓器を摘出し、又は当該臓器を使用した移植術を行うこととなる医師を除く。）の立会い、補助その他の必要な協力を得てこれを行うこと。

(5) 司法解剖要否の判断

司法解剖については、遺族感情からも、あるいは技術的な面からも心臓の停止を待って行わざるを得ず、また、司法解剖と同時に臓器の摘出を行うことはできないことから（法第7条）、これを行うこととした場合、脳死段階での臓器摘出ができなくなるので、その要否の判断は迅速かつ的確に行うよう努めること。

なお、司法解剖を行う場合には、速やかに医師にその旨の連絡をするとともに、当該解剖の対象となる者の心臓が停止した時点での連絡を要請しておくこと。

(6) 終了時の措置

検視等の犯罪捜査に関する手続が終了した旨の医師への連絡（指針の第12の5の「手続が終了した旨の連絡」をいう。）については、刑事調査官が行

うこと。

(7) 検察官との連携

警察署長は、犯罪捜査に関する活動に支障を生ずることなく臓器の移植が円滑に実施されるよう、脳死判定に係る医師からの連絡を受けた場合には速やかにその旨を検察官に連絡するなど、検察官と相互に協力すること。

(8) 脳死した者の身体から臓器摘出が行われない場合の措置

脳死判定が行われても移植のための臓器摘出が行われないことが判明した場合は、心臓の停止を待って検視等の手続を行うこと。

4 医師、医療機関との連携

医師、医療機関に対し、あらかじめ医師の協力、検視等の場所の提供等脳死した者の身体に対して行う検視等に支障が生ずることがないようにするために必要な事項について説明するとともに、平素から医療機関と緊密な連絡体制を確立するよう努めること。

また、虐待が行われた疑いがある児童（18歳未満の者をいう。以下同じ。）が脳死・心臓死の区別にかかわらず死亡し、司法解剖を行うなど捜査の必要性が判断されたときは、速やかに医師に対し、当該死体から臓器の摘出はできない旨を連絡すること（虐待が行われた疑いがある児童が死亡した場合には、臓器の摘出は行わないこととされている（指針の第5参照）。）。

5 刑事部門と交通部門の連携

脳死した者の身体に対する検視等については、刑事部門と交通部門とは緊密に連携し、刑事調査官の適切な運用に努めるとともに、医師、医療機関との連絡等に齟齬が生じないよう刑事部門及び交通部門において所要の体制（両部門の連携体制を含む。）を整備すること。

6 都道府県警察間の協力

脳死判定の対象者がその原因となった事案の発生地から極めて遠く離れた医療機関に収容されたことにより、調査又は捜査を行う場所と脳死した者の身体に対する検視等を行う場所とが複数の都道府県間にまたがることとなる場合には、関係都道府県警察は、緊密に連携し、必要な措置を採ること。

7 警察庁への報告

各都道府県警察にあつては、脳死判定が行われる事案を認知した場合には、所管に応じ警察庁刑事局捜査第一課長（刑事事件関係）又は交通局交通指導課長（交通事故関係）及び管区警察局主管部長あてに速報するとともに、警察庁刑事局刑事企画課長あてに速報すること。

添付資料一覧

- 別添1 「臓器の移植に関する法律」(平成9年法律第104号)
- 別添2 「臓器の移植に関する法律附則第11条第1項の法律を定める政令」
(平成9年政令第311号)
- 別添3 「臓器の移植に関する法律施行規則」(平成9年厚生省令第78号)
- 別添4 「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)の一部改正について(通知)」(平成22年6月25日付け健発0625第2号)
- 別添5 「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)」
(平成9年10月8日付け健医発第1329号別紙)
- 別添6 「臓器移植と検視その他の犯罪捜査に関する手続との関係等について」
(平成22年6月25日付け健疾発0625第1号)
- 別添7 「改正後の臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する「脳死した者の身体」に対して行う検視その他の犯罪捜査に関する手続等について(依命通達)」(平成22年7月9日付け最高検刑第172号)

事務連絡

平成22年6月25日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市
児童相談所設置市 } 児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
虐待防止対策室

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の改正について

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）が本年7月17日に施行されることに伴い、今般、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）が改正され、それに伴い、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項について」が別添のとおり、平成22年6月25日付健臓発0625第2号により、厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長より各都道府県、指定都市及び中核市の衛生主管部（局）長あて通知されました。

当該通知においては、臓器提供施設の患者である児童について、虐待が行われた疑いがあるかどうかを的確に確認できるよう、日頃から児童相談所等の関係機関と連携を図るとともに、地方自治体等が実施する児童虐待防止対策に係る研修に職員が積極的に参加する等により、児童虐待への対応に当たる者の資質の向上に努めることとされています。

当室としても、医療機関である臓器提供施設が児童相談所等と連携し、また、当該施設に所属する職員が児童虐待防止に関する研修の受講等によりその知見を増やすことは児童虐待防止対策として有用であると考えますので、臓器提供施設等の医療機関が参加可能な児童虐待防止対策に関する研修等の実施にご配慮いただくとともに、当該研修の実施について、貴衛生主管部（局）も通じて周知する等により、臓器提供施設等の職員が研修等へ参加しやすくなるよう努めていただきますようお願いいたします。

つきましては、管内市町村並びに関係機関等への周知についてご配慮をお願いします。

臓器提供施設の体制整備状況に関する調査について（案）

1. 目的について

本調査は、現在、脳死下での臓器提供を行いうる施設における体制整備の状況を明らかにし、今後の臓器移植に係る行政の基礎資料とするために行うものです。

2. 対象について

救急医療等の関連分野において高度の医療を行う、全国の大学附属病院、日本救急医学会の指導医指定施設、日本脳神経外科学会の専門医訓練施設（A項）に該当する施設、救命救急センターとして認定された施設及び日本小児総合医療施設協議会の会員施設を対象としています。

3. 回答の時点について

平成22年7月末日現在の貴施設における状況をご記入下さい。また、別紙の調査の間2-1で「ア」以外の施設におかれましても、ご回答頂いた後、施設における体制が整備され「ア」に該当することとなった場合は、その日時をご記入の上、再度ご提出頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

4. 記入者について

原則として、貴施設の代表者または救急救命・脳神経外科部門の責任者の方に御記入をお願いいたします。

5. 回答期日及び回収方法について

ご多忙の所大変恐縮ではございますが、平成22年月日（）までに同封のFAX用紙にてご返答下さい。

6. 回答内容について

ご回答頂きました内容につきましては、統計処理したもののみ基礎資料として活用させていただきます。

7. 調査結果の公表について

公表は厚生労働省において行います。また、体制が整えられている施設の名称については、施設の同意が得られた場合に公表することとしています。

臓器提供施設の体制整備状況に関する調査（案）

所在地	都・道 府・県	施設名	
記入責任者	(御役職)	(御氏名)	

貴施設における平成22年7月末日現在の状況に関する以下の問に対して、当てはまる記号を○で囲んで下さい。

番号		質問及び回答	
問1		質問	貴施設は下記の施設のうち、どれに当てはまりますか。 あてはまるものを全て選んで下さい。
			ア 大学附属病院 イ 日本救急医学会指導医指定施設 ウ 日本脳神経外科学会専門医訓練施設（A項） エ 救命救急センター オ 日本小児総合医療施設協議会の会員施設
問2	2-1	質問	貴施設は、ガイドライン第4の「1」及び「2」に規定する（別紙参照）臓器提供に関する体制が整えられていますか。
			ア 体制を整えている（→問2-2、2-3へ） イ 今後整える予定である ウ 整えておらず、今後も整える予定がない（→問3へ）
	2-2	質問	18歳未満の児童からの臓器提供の場合、施設として虐待を受けた児童への対応を行う必要があります（別添参照）。貴施設は児童からの臓器提供を行う体制が整えられていますか。
			ア 18歳未満の児童からの臓器提供に協力可能 イ 体制が整っていない
	2-3	質問	厚生労働省では体制が整えられている施設について、施設の同意を得た上で、施設名を公表することとしております。施設名を公表することについて、了承していただけますか。
			ア 了承する イ 了承しない
問3		質問	「体制を整えておらず、今後も整える予定がない」とご回答された理由等がございましたらご記入下さい。

臓器提供施設として体制を整備する上でのご意見等がございましたらご記入下さい。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

改正法の施行に伴う省令及び通知（平成 22 年 6 月 25 日付）の一覧

- 1 臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 80 号）
- 2 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律及び臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（健発 0114 第 1 号 各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛 厚生労働省健康局長通知）
- 3 臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（健発 0625 第 1 号 各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛 厚生労働省健康局長通知）
- 4 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の一部改正について（健発 0625 第 2 号 各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛 厚生労働省健康局長通知）
- 5 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の細則について（健臓発 0625 第 1 号 各都道府県、指定都市、中核市の衛生主管部（局）長宛 厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知）
- 6 眼球のあっせんに関する技術指針の一部改正について（健発 0625 第 3 号 各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛 厚生労働省健康局長通知）
- 7 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項について（健臓発 0625 第 2 号 各都道府県、指定都市、中核市の衛生主管部（局）長宛 厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知）
- 8 臓器移植と検視その他の犯罪捜査に関する手続との関係等について（健疾発 0625 第 1 号 各都道府県、指定都市、中核市の衛生主管部（局）長宛 厚生労働省健康局疾病対策課長通知）
- 9 臓器の移植に関する法律に基づく啓発及び普及について（健臓発 0625 第 3 号 各都道府県、指定都市、中核市の衛生主管部（局）長宛 厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知）
- 10 臓器提供意思表示カード等の記載不備事例等の取扱いについて（健臓発 0625 第 4 号 各都道府県、指定都市、中核市の衛生主管部（局）長宛 厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知）